

平成 27 年度
事 業 計 画 書



平成 27 年 3 月 23 日

社会福祉法人 二葉保育園

目 次

法人本部並びに法人全体	3
二葉乳児院	7
二葉乳児院地域子育て支援事業	15
二葉学園	18
二葉学園地域子育て支援事業	26
二葉むさしが丘学園	29
二葉南元保育園	44
二葉くすのき保育園	54

平成 27 年度 社会福祉法人二葉保育園 事業計画案

1. 法人基本方針

二葉幼稚園の事業開設から 115 年を経て、子どもたち、家族、地域を大切にする二葉の理念を職員一人ひとりが周知し、保育・児童養護の実践として具現化していくことがますます求められている。

また、社会福祉法人については、社会福祉法人の在り方に関する検討が進み、今年度中に大幅な改正案が出されることになっている。法人運営・施設運営の透明性の確保、地域に向けた公益的な取組みの強化がより一層求められている。保育所、乳児院、児童養護施設における地域社会への貢献を積極的に進めるという観点を踏まえ実施するとともに各施設の取り組みを広く社会に周知するように情報発信を行う使命が問われている。

平成 26 年度から新たにスタートした社会福祉法人二葉保育園の新五か年計画（中・長期計画）を策定しその実現をめざして取り組みを進めている。各事業所の改築、人材育成、リスクマネジメント、広報活動の推進、職員のメンタルヘルスの取り組みなど継続的に重点課題を実施しており、今年度から人材確保対策や地域支援のあり方等について委員会活動を新設して事業を行っていく計画を立てている。

社会福祉法 第一種社会福祉事業・・・乳児院の経営（二葉乳児院）
・・・児童養護施設の経営（二葉学園・
二葉むさしが丘学園）
第二種社会福祉事業・・・保育園の経営（二葉南元保育園・
二葉くすのき保育園）
・・・子育て短期支援事業の経営
(二葉乳児院・二葉学園)
・・・地域子育て支援センター（二葉乳児院）
収 益 事 業 ・・・駐車場（二葉駐車場）

2. 法人事業計画の具体化

法人として本年度の最大の事業課題は改築プロジェクトである。一昨年度二葉学園の改築を成し遂げ、昨年度二葉南元保育園（法人本部を含む）の改築を終え、現在、二葉むさしが丘学園の改築を進行中である。そのため、各事業所との連携強化と法人組織を挙げて改築の成功のための取り組みを行っていく。

（1） 法人内改築検討委員会において検討しながら、二葉むさしが丘学園の改築を中

心とし、二葉学園分園の建物等必要に応じた検討を行っていく。そのために、「二葉改築プロジェクト募金」として支援募金 5000 万円を目標金額として二葉支援の会と共同した取り組みを引き続き進める。

(2) 法人経営力の強化

① 新五ヵ年計画（平成 26 年度～平成 30 年度）の 2 年目の年度として法人全体としても、また、各施設においても計画に基づき積極的な取り組みを行う。

この 5 年計画は、中間の平成 28 年度において計画の見直しを行う予定である。

② 課題別委員会等の運営

法人全体として取り組むべき課題については、委員会等の活動を通じて全事業所が協同して取り組みを行う。

○リスクマネジメント委員会の取り組み

法人としてのリスクマネジメント方針に基づき各事業所として適切に対応できているかの点検を行う。各施設の取り組みを集約するとともにここ 2～3 年に起きた事故事件等へ適切に対応できているか振り返りを行う。委員会は、年間 3 回程度の開催を予定。

○職員のメンタルヘルス対策

今年度においても委員会として常設せず各事業所に担当を置き、年に 1～2 回程度打ち合わせ会を持つこととし、法人本部の事務局が開催担当者となる。今年度から法律で義務化されるストレスチェックも適切に実施する。

○広報活動の強化と二葉支援の会運営の充実

法人の広報媒体として重要な役割を担うホームページの内容充実と併せて、ホームページの内容更新を行えるように推進する。平成 20 年度に再発足した「二葉支援の会」を充実、発展するよう会員数の増大、会報の内容の充実に努め支援の輪を広げる。そのために二葉支援の会の幹事会を定期的に開催する。

二葉改築プロジェクト募金の呼びかけのためにこれまで 2 回開催してきたチャリティコンサートの第 3 回目の開催についても検討する。

○地域活動委員会の設置と取り組み

来年度から社会福祉法人の地域公益事業の実施義務化について制度化されようとしているなか、社会福祉法人二葉保育園として地域福祉支援の今後の方を探るとともに、各事業所が積極的に実践している子育て支援や地域活動等在り方を模索する。

○改築検討委員会

これまで同様に開催し、改築推進の中核的役割を担う。

○自立援助ホーム実施に関して

法人内に検討委員会を設け、実施に向けての検討を引き続き行う。年度当初に

担当者（案）を決め、担当者を中心に関設準備を進め、物件確保に努める。

（3）法人としての人材育成と円滑かつ機能的な組織運営

① 職員の確保（採用）と育成の強化

未来を担う人材を確保し、育成するために、採用から育成までを一貫とした取り組みを法人全体としても行う。法人がめざしている理念について掲示するとともに、そのために法人が求める人材育成の方針を確立し、求められる人材像や専門力を明らかにするとともにそれに応じた研修について法人として統一した研修の実施に取り組むこととする。これまで法人内研修育成委員会として取り組んできた新任職員研修（春と秋に開催）は引き続き取り組んでいくと共に全職員に向けての研修も開催する。それらの担当者は管理者会より選任する。

職員の資質向上を目的とした、資格やキャリヤアップのための「職員資質向上助成事業」の定着策の検討、実践や研究への表彰制度の創設等にも着手する。

② 法人財務の充実

社会福祉法人としての財政基盤の一層の充実を図るため、他の社会福祉法人の実例も参考にしつつ、収益事業、資金調達、資金運用のあり方について、有識者の助言を受けつつ、判断材料となる情報量を増やしてとりくむ。

保育や児童養護の制度の大幅な改正に伴い、運営費や措置費、サービス推進費収入等の分析しながら、中長期的財源見通しを立案する。

収益事業としての新駐車場整備と管理に取り組んでいく。

③ 内部会計監査機能の整備

内部会計監査制度の整備を確立し、従前は事務担当者による施設間の相互確認で済ませていたが、今一度、現預金管理の方法から基本に立ち返り、確認をする作業を行うことからはじめ、チェック項目の監査シート等を活用して初期的な内部監査が機能する状態を整備することをめざす。

④ 情報システムの確立

情報伝達、共有化を図るシステムを一層整備して、日常業務の効率化促進をめざし、パソコン等の管理規定を設け、OA機器管理責任者（今村主任）を置きインフラの整備、促進、管理等の徹底を図る。

⑤ 法人としての組織運営図を明確にし、それぞれの役割と責任を明らかにするとともに、円滑かつ機能的な組織運営をめざす。（組織図参照）

⑥ 理事・監事・評議員向けのアンケートを実施し今後の法人運営や事業所運営について明確化するとともに意見交換の場を持つ。

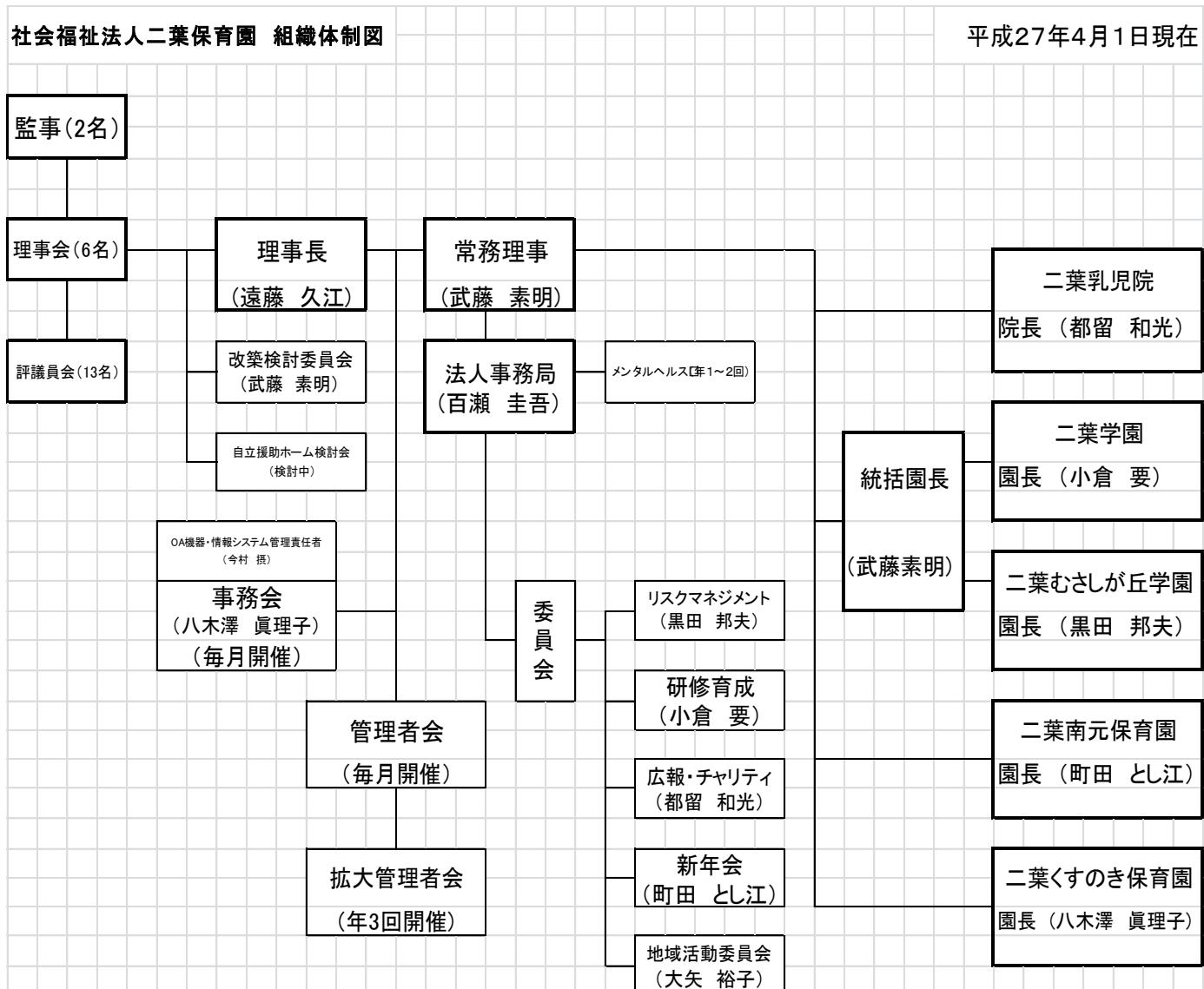
⑦ 事務力の強化と連携体制強化

各事業所における事務力の向上と、法人・施設運営にあたる財政基盤の強化を図り、本部を始め各事業所との連携体制強化を目指す。リフレッシュの意図

も含めた企画を計画、実施する。

(4) 法人文化の継承と、資料の保存等の取り組み

今回の改築に伴い児童福祉に関わる多くの貴重な資料の保存、整備作業となるため、単年度事業ではなく、複数年度にわたり取り組む。



以上

平成 27 年度 二葉乳児院 事業計画案

1. 平成 27 年度の二葉乳児院をめぐる状況と基本方針

社会的養護の乳児院の果たす役割として、「一時保護機能」、「専門的機能の充実」、「養育単位の小規模化」「保護者支援、地域支援の充実」を掲げて、実践を積み上げていく。緊急入所の一時保護については、乳幼児については保護者の同意が取れずに緊急的に保護せざるを得ない状況がある。アセスメントの必要性も理解しながらも、関係機関との連携を続けていく。家庭復帰率の低下（50%を割る）や里親家庭への委託率の上昇（微増）を含めて、専門的に取り組んでいく。

0歳0か月のいわゆる生後間もない乳児の受け入れが昨年度末には、入所先がない状況になり、行政や児童相談所からの新生児枠の受け入れ増の要求は引き続きある。しかし、昨年度から、4名の枠を作り、ベビークラス（ひよこクラス）の体制を夜勤で2名体制を行なっていることからも、中身の点検に入ることからも今年度は、要望には応えられない。3年目に入る幼稚園通園は、1名の3歳児が通園することにした。

養育面で、15分視診のあり方、記録用紙の一部見直しなどを行う。通院のあり方や運営会議、リーダー会議の持ち方なども再確認していく。養育にあたる職員の養成も専門的機能を充実させていくためにも必要なものとなる。

里親支援機関事業は3年目を終えて、業務の見直しと働き方の点検を行う。里親支援専門相談員も4年目であり、業務の見直しと関係機関との連携を重ねていく。

地域支援事業については、乳児院本体でのショートステイ事業の受け入れと、2階に設置している「地域子育て支援センター二葉」との連携で取り組んでいく。

(1) 会議運営の組織化を実現

カリキュラム会議から、個別養育会議（保育会議）への流れとリーダー会議から運営会議への流れの確認と、緊急時の受け入れや緊急時対応の流れを図解やマニュアル化を行う中で展開する。運営会議は、主任や地域支援センター、専門職、医務、といった職員を代表するメンバーで会議運営に責任を持つ仕組みにしている。原則として、会議日を以下のように設定して、年間計画にて周知して取り組む。（年間計画を参照）

- ・第1水曜日 保育会議
- ・第2火曜日 運営会議
- ・第3週のいずれかにて 職員会議、もしくは職員打ち合わせ会議

(2) 保育の充実

乳児院の保育・養育については、乳幼児一人一人に対応する児童自立支援計画票を基に院全体で責任を持つことにしていく。入所からアフターケアに至るまでを計画的に、専門職として全体化していくよう努めていく。安心・安全の場として、チーム運営の基本として提案

をしながら進めていくためにも、自己研さんを図り、積極的に研修を受けていく。乳児院の研修計画に則り、取り組んでいく。

研修グループとして、保育内容グループを作つて取り組んでいるが、今年度から宿泊可能なグループと日帰りのグループを計画する。

(3) 地域活動の運営の安定化

ショートステイ事業の窓口やホームスタート事業を 2 階地域子育て支援センター二葉（略・ひろば）にてショートステイ事業は 5 区との契約で、引き続き子どもの年齢や特徴によって別部屋対応を行うことや医療面や乳児院本体との連携を十分に進めながら取り組む。詳細は、ひろばの事業計画書案を参照。

(4) 財政基盤の確立

財政面の基盤としては、乳児院への寄附のお願いや引き続き取り組んでいられるお手伝いなど、温かい支援を受けられるよう努力していく。四谷ロータリークラブ、BGC 証券や丸井福祉社会や(株)サービスフォースドットコム、メリルリンチ、ゴールドマンサックス等企業、団体などと連携していく。

2. 児童定員 40 名（暫定定員 40 名）

3. 職員配置及び職員組織図

(1) 乳児院

院長 1 名、 事務員 1 名、 看護師 7 名、 保育士 28 名、 保育補助 4 名、

栄養士 3 名、 調理員 2 名、 調理補助 1 名

家庭支援専門相談員 2 名、 心理療法担当職員 1 名、 里親支援専門相談員 1 名

洗濯など 4 名、 嘴託小児科医師 1 名

(社会福祉士 5 名、 保育士 30 名、 看護師 6 名、 准看護師 1 名、 臨床心理士 1 名)

*産休・育休職員 2 名、 休職 1 名 合計 正規 45 名、 非正規 11 名

(2) 里親支援機関事業

里親等委託推進員 4 名、 (臨床心理士 3 名、 精神保健福祉士 1 名、 社会福祉士 1 名)

合計 正規 4 名

(3) 地域子育て支援センター二葉

地域活動ワーカー 4 名、 一時保育 2 名、 ふたばっこ担当 2 名、 ショートステイ専任 1 名

(社会福祉士 2 名、 精神保健福祉士 1 名、 保育士 9 名、)

合計 正規 4 名、 非正規 5 名

欠員 2 名 募集中

総合計 69 名 (常勤 53 名、 非常勤 16 名)

4. 運営方針（会議等含む）

乳児院の運営管理を円滑に行うために以下の会議を開催する。

- (1) 職員会議か職員打ち合わせ会 毎月 1 回（第 3 週の曜日）
- (2) 運営会議 每月 1 回（原則第 2 火曜日）
- (3) 個別養育計画検討会議 每月 1 回（原則第 1 水曜日）
- (4) カリキュラム会議 每月 1 回（月末）
- (5) 勤務表会議（リーダー会） 每月 1 回（運営会議前）
- (6) 調理会議及び献立会議 每月 1 回（定期化せず）
- (7) 地域子育て支援センター会議 每月 1 回（原則第 1 火曜日）

その他、業務分担ごとに必要な会議の開催を行う。

5. 保育方針

（1）子どもの権利擁護

- ①第三者によるサービス評価を実施し、利用者アンケート、場面観察などを実施。結果を公表する。「関わりのアンケート」調査を行う。個別面談の機会に聞き取りを行う。
- ②利用者からの苦情解決のために、「苦情解決の取り組み」を引き続き行う。対応した結果を記録として残し、職員会議で報告し業務上の改善を図る。（年に 1 回 9 月開催）
- ③保育内容については、子どもの視点に立って、日頃の処遇の見直しを行い、改善策に結びつけていくよう、職員会議、保育会議などを通じ、小グループでの話し合いを経て行う。又 6 年目になるが、保育内容検討グループにて検討する。
- ④処遇職員の不適切な対応について、子どもの行動の理解を深め、子どもを尊重する生活を確立する。研修時に伝えることやカリキュラム会議や保育会議で活用。
- ⑤「二葉憲章」「乳児院憲章」「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」の見直しに対応して、職員会議で全体に周知を行う。
- ⑥「けが・事故報告」の活用を周知していく。職員会議での報告を義務化する。
- ⑦一人ひとりの発達に応じて心理療法担当・家庭支援専門相談員と協議し、ケースの自立支援計画を立て、その上で個別養育計画を作成し、実施する。保育会議を通じて広く意見を聴きながら、振り返りを行い、困難ケースについてはケースカンファレンス（年 10 回開催予定）の中で小児精神科医の助言も得ながら保育する。
- ⑧子どもと担当保育士との個別的な関係を深めるため、職員は自己の振り返りを自覚的に行い、子どもとのより良い関係を作り、子どもの情緒的安定を図る。必要に応じて個別の取り組みを持ち、愛着形成にも意識して取り組む。親子ルームの使用や 3 階の個別対応室の活用を行う。
- ⑨毎月 1 回の院外保育、夏季保育など子どもの社会性を伸ばす取り組みを積極的に行う。年間費用を考えながら子どもたち一人ひとりに有効に使用する。

⑩児童居室での小グループの生活が安定するように生活環境を工夫し、改善する。大きい行事などでは協力して取り組みを行う。季節の行事や成長を祝うものは記録に留めて、生活や成長を感じるものとしていく。

(2) 保護者支援

家庭支援専門相談員常勤を1名、非常勤で1名、里親支援専門相談員を1名の3名と臨床心理士1名の4名で乳児院の親支援を行う。そのケース動向などを専門職リーダーが保育会議、職員会議の2度提案するなど動きを院全体として把握するようとする。また、里親支援の部分についても乳児院の柱と自覚して、院全体で取り組む。里親支援機関事業とも十分に連携を行なって進める。

院長、保育者、心理担当、医務、調理等の職員と協力し、院全体で親を支援できる体制を作る。被虐待児童増加のため関係機関との連携を十分に図る。主任が休日などの親支援に補助で事務所に入る。

(3) 食生活

子どもの食事の様子を十分に把握し、楽しく、おいしく食べられるように調理と保育との柔軟な連携を図る。調乳の職員がクラスで食事を摂るなど、実際の子どもの様子を把握して、子どもが調理に馴染むなどの場面を多く持つようとする。

くじらホームの年長児童の献立・買い物・調理体験を平成27年度も実施する。

(4) 医療・保健

入所、退所の時に全体看護師の立場から、既往歴や入所前の健康状態を把握しながらクラスに入るとき説明を行うようにし、健康状態については院全体で分かるようにしておく。退所時にはこの院の中での生活や成長、既往歴などを説明して、不安を取り除くようとする。

子どもの健康維持を図るために日常生活できめ細かに配慮する。被虐待児童の健康状態は正常になるまでに時間を要するので、情緒面との関連を考慮しつつ、保育士も医療に関する知識を習得する。薬の確認や手洗いの仕方など安全に的確に行なえる方法は、各クラスに伝えていく。通院時の同行を担当者が行える勤務体制を出来るようにしていく。職員の健康管理も踏まえ、勤務表などの作成時に配慮を求めるよう意見を述べる。

嘱託医との連携を密にして、入所児童の安全安心を確保するよう努める。

(5) 環境整備

27年度は、内装面ではクロス張りや備品点検などを行い、計画的に整備していく。ベランダの張替えを順次行う。住環境の保全や改善については充分に環境整備係りと連携して計画的に行う。

日常的にボランティアの活用を行い、おもちゃや拭きなどの清掃などをお願いする。

(6) 里親支援機関事業（東京都からの委託事業）

里親支援機関事業であるが、モデル実施から数えて7年目に突入する。乳児院からの里親委託促進に向けて、東部ブロックの児童相談所において、「里親委託等推進会議」の実施が行われている。各乳児院との連携を行いながら各地域の里親委託を進めていく。4名の里親委託等推進員が連携をして、各乳児院の里親支援専門相談員と進めていく。乳児院本体との連携は研修や委託等のときに連携を深める事になる。

現在、乳児院の3階に事務所を構えているが、本部への移動も視野に置き、「里親サポートセンター」開設に向けての準備の一年になる。

東部ブロックの担当を引き続き請け負う。

*東部ブロックは、児相センター、江東、足立、北の各児童相談所である。

(7) 心理職との連携

被虐待児童およびその保護者への治療的対応が主たる業務である。家庭復帰に向けてのステップを上げるなどの保護者との定期的な面接や支援を行う、子どもとのプレイセラピー、子どもの発達検査など、事務所の業務も含めて行う。ほぼ、毎月来院される児童精神科医との連絡及びケースカンファレンスを開催し、保育との橋渡しの役割を負う。個別養育計画会議への参加、保育士への助言などにより個別処遇の充実を図る。2年間の休職になるため、代替職員がスムーズに業務に入れるように援助する。

(8) 年間行事計画

毎月の誕生日会、院外保育の他に季節行事を以下のように行う。

4月	イースター	11月	七五三のお祝い
5月	子どもの日	12月	クリスマス
6月	花の日（信濃町教会）	1月	お正月
7月	七夕まつり	2月	節分
8月	夏季保育	3月	ひな祭、たんぽぽ会
10月	どんぐり会		

*その他、企業さんの外出企画やサンタプレゼントや餅つき等あり。

6. リスクマネジメント（事故対応、防災、感染症対策など）

年間計画に基づき、月1回の防災訓練を実施する。すでに火災・震災・洪水なども含めて総合的に防災体制が完備しているので、それを踏まえて平成27年度も訓練を実施する。引き続き、訓練の時間帯をバラエティに取り揃え、入浴時間帯や予期せぬ時間帯で取り組むことも実施。普通救命講習を経て救命機能認定証の交付を受けるなど、各自が責任を持って資格習得に励む。

感染症対策として、マニュアルに基づき、徹底を図る。特にインフルエンザなどの対策など感染をしていくものについては、しっかりと配布されている資料を見ながら対応を行う。子どもたちの院内の事故防止については、マニュアルに基づいて建物を点検し、事故防止を徹底する。事故報告に基づいて各クラス単位で事故の時間帯や、どういった事故が何を誘因として起こっているのかの点検作業を引き続き行い、より安全安心できる環境つくりを進める。

15 分視診チェック表の作成を昨年度同様に行い、モデル実施を行っているが本格的に取り組む。また、ひよこクラスのみで取り組んでいたものを1階の乳幼児クラスにも伝えていく。

防災(事故を含む)緊急時対応マニュアルを新たに作成し、職員の動きを確認して進めていく。

7. ボランティア、実習生等の受け入れ

多様なボランティアを受け入れ、活動を継続する。今後も継続するように、ボランティアの意向を踏まえ、二葉乳児院と良い関係を作るための方法を検討し、実施する。年に1回の懇談会も継続して6月に行う。随時、ボランティア説明会を開催する。子どもたちの生活に関わるものを中心にかかわっていただく。積極的に企業ボランティアを受けている中から生れた関係性を大切にしていく。また、ホームページを活用して取り組み内容や募集の案内を周知していく。

実習生については、次代を担う専門職養成と位置づけ、昨年度同様に受けていく。実習内容については施設への理解を深めるために、家庭関係、心理、地域活動などの領域についても理解できるように内容を組み立てる。ひろばでの実習希望者も受け入れていく。保育士実習と社会福祉士実習と役割分担をして、考慮しながらカリキュラムを作る。子どもの生活に影響のないようにカリキュラムを組んでいく。

8. 職員育成と研修計画

職員育成と人材確保は大きな柱である。法人全体の研修のあり方も含めて、点検を行い、参加していくものと各施設で行う研修に参加する事など分けて考えて行く。従来の関係機関の研修については、職員の希望を聞きながら派遣していく。職員個人の自主的研修も多いので、情報提供を充実する。研修を通して全体のスキルアップを図る。希望者は、他の乳児院や関連施設に派遣して行く。非常勤も含めると6名の新任職員に対しては、1年間を通じてスキルアップを行うようにしていく。別途研修計画を設ける。研修報告を丁寧に行うことと、講師を招いて研修を行う。全体化を行う必要のある研修は、職員会議などで発表を行う。

9. 子育て支援、地域（連携）関係 *地域子育て支援センタ－二葉方針参照

乳児院の子育て支援と地域連携の部分で、2階の地域子育て支援センターと連携をさらに深めて取り組んでいく。

- (1) 利用者個々のニーズに沿った利用者支援の実施
- (2) 社会的養護施設における虐待予防対策
- (3) 地域の資源開拓

- (4) 隙間を埋める新たな事業の提案作り
- (5) OJT 方式による研修の実施

新宿区の「地域子育て支援事業と子どもショートステイ事業」はここ2年ほどで利用実績の数字が大幅に上がって来ている。中央区、墨田区、千代田区、文京区も1名枠の子どもショートステイ事業も入ってきてることにより、それを全て合わせた数字が現れてきている。入所につながるケースや、区内に浸透してきている流れからすると今後も利用数が増えていく一方であろう。各区との積極的な交流や情報交換を行なう中で、地域福祉の支援を行う。受付から対応までを地域子育て支援センターにて取り組む。さらに、板橋区などからも要請が来ているが、安全を基盤に考えるとさらなる理解や体制作りが必要である。

「地域子育て支援事業」では、利用者のニーズを調査して必要に応じて取り組めるようにしてきたが、さらに意思の疎通が図れるように、ひろば会議を定期的に開催する。二葉南元保育園や法人本部と相談して、より地域に根ざしたものを取り組めるようにする。4年目を迎えるホームスタート事業（新宿区：家庭訪問型子育てボランティア推進事業）については、ボランティアさんのモチベーション保持などに力を入れる。

*ショートステイ事業として、

「新宿区0～12歳・乳児院は0～6歳、協力家庭が0～12歳」3名枠と1名枠減となる

「中央区・墨田区0～2歳」各1名枠

「千代田区・文京区0～6歳」各1名枠

合計7名となる。

0歳児は常時1名を確保していく。又、定員数を見ながら2～3名入ることも考える。

10. 広報活動

ホームページ作成は更新を月に一度行う。「二葉乳児院便り」を発行する。乳児院の社会的な役割について発題する機会があれば、積極的に受けていく。各役割の職員が、地域社会の子育て支援の会合に参加し、連携を強化する。写真やホームページの掲載について入所時に保護者からの同意を取りながら進める。

11. 福祉サービスの第三者評価の受審

サービス評価の受審については、例年通り10月から行うこととする。

12. 二葉里親会への支援

乳児院の役割の一つであるとともに、二葉乳児院が養育家庭センターを持っていた時代からの役割として里親会を支えていくことは継続を考えているが、実際に高齢化や里親関係から離れている人もいる。こちらからは、話があれば対応するようにしておきたい。

里親支援機関事業や里親専門相談員などの里親に関する職員が多く配置されるようになり、役割

分担を明確にして連携を図って行く。

13. 中長期計画の具体化（3か年計画）

(1) 保育内容グループでのディスカッション。

保育内容について、論議が必要であり、全体の場では大きすぎる部分もあり、小グループを作りながら1時間ほどで話し合う場を設ける。年に5~6回

(2) ベビー室の養育体制とハード面の点検を行う。

2名での夜勤体制を昨年度行い、新たに安全安心の15分視診チェック表の活用方法や働き方の動線についてマニュアル化を行う。

(3) 里親支援機関事業の「里親サポートセンター」実現に向けたワーキング。3階にあった事務所を動かし、本部の活用から東京のセンター的な役割を担う部分に発展させていくための話し合いを続ける。

(4) 法人115年事業協力。次年度に予定されているものであるが、法人本部から協力依頼をされる企画へ関わる。

(5) 乳児院の養育について学習会を10回実施。

講師を招いて広く呼び掛けて、進める。

以上

平成27年度 地域子育て支援センター 二葉 事業計画案

1. 基本方針

平成27年4月から導入される「子ども・子育て支援新制度」の中で地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実が掲げられている。また、「社会福祉法人の在り方等に関する検討会社会」の提言からも、制度で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる先駆的、開拓的取組の実施を求められている。これまで地域子育て支援拠点で当たり前のように行われてきた地域の情報提供をこれからは「利用者支援」と位置付け、事前の聞き取り（インテーク）から始まり、関係機関へつなげる一連の流れを、利用者が気軽に相談できる場である「子育て支援拠点」で行うことが求められている。国の中では利用者支援を実施する拠点に対しての人件費の加算を掲げており、より専門知識を有するスタッフを育成し、適切な支援が行われるような体制を拠点の中で持つことが求められている。社会的養護においても小規模化及び家庭的養護の促進として子育て支援員専門研修を行い社会的養護の基礎的知識等を持つ人材像の充実を図ると共に、施設の専門性を生かした虐待予防を行うことを掲げている。

新宿区では、平成17年から見ると0～5歳の人口は微増傾向になり、特に子育て世帯の転入が増えている「四谷・箪笥町・榎町・角筈地域」は、この3年間だけでも9.19%の増加となり、この増加は31年度まで続くと見込まれている。区では必要な区域への保育施設・子育て支援施設について量の見込みと確保方策を行っている。

昨年行われた区民への調査によると、子育ての悩みの内訳は「子どもの遊ばせ方やしつけ」が46.9%、「仕事や自分の事が十分にできない」が33.4%、「子どもの食事や栄養」が28.1%、「緊急時に子どもを見てくれる人がいない」が27.2%であった。子育ての負担感や孤立感を軽減し、子育てを楽しいと感じてもらえるために、「情報が確実に届く仕組みづくり」や「同年代の子どもをもつ子育て仲間づくり」、「先輩ママとのつながりづくり」をより一層行えるような計画が必要である。

ショートステイは要支援家庭の利用がほとんどであり、母子分離をすることが必ずしも有効でない場合においても利用に至るケースもある。母子一体型で休息できる母子生活支援施設の機能を生かし、中・長期的に回復できるまでをサポートする流れをつくれるような提案を、新宿区をはじめ、ショートステイ契約を結んでいる自治体に対して提案していきたい。

要保護児童対策協議会は定例的な会議にとどまる傾向が強くあり、メンバー同士の横のつながりをつくるよう意見交換を積極的に行っていきたい。次世代育成協議会のなかには、専門部会が位置づけられているが、そのメンバーに地域子育て支援拠点が含まれる。

れておらず、未就園児の家庭養育の現状についての声を計画に反映していけるよう、参画に声を上げていきたい。

新宿子育てメッセは今年6年目を迎える、新たな世代交代ができた流れがある。子育て真最中の母親たちが実行委員長・副委員長他役員を担い、主体的にイベントを盛り上げていく形にシフトしている。当施設の関わり方としては後方支援としての見守りと専門職としての情報提供を中心に行っていきたい。

2. 具体的な取り組み

＜地域子育て支援センター二葉として＞

近年ひろばの来館者は増加傾向にあり、中でもリピーターとして定期的に利用する親子の姿が目立つようになってきた。ある広場では1回だけの来館者数をカウントし、来られなくなった原因を考える対策を練っている。ショートステイやホームスタートで関わる親子の多くは拠点とつながっておらず、孤立した状態であることが多く、ひろばの中でも居場所を作れない親子をいかに見つけていけるかが次の課題であると感じる。

スタッフも経験年数に幅ができ、新しい職員は子育て支援の基本を知るところから始め、地域の情報を収集することで、利用者支援の担い手になれるような人材を目指していきたい。また、相談援助の分野においては利用者との何気ない会話の中で相手に不快な思いや印象をあたえることもありうるということを十分頭に入れたうえで、専門職としてのスキルを高めていけるような研修を主催していきたい。

職員の体制が大きく変わる中でも安心して利用してもらえるよう、各々の事業についての理解を深め、ひろばが掲げる目標に到達できるよう日々の日常のなかでの一コマ一コマを大切にしていきたい。

以上から、27年度の運営方針として以下を掲げていく

(1) 利用者の個々のニーズに沿った利用者支援の実施

子育て世代のニーズは多岐にわたり、外出の付添、家事の手伝い、話し相手など、個別の対応が求められている。子育て支援拠点における「利用者支援」はニーズの聞き取りから、必要な資源へと繋げていくことであり、拠点に来られない家庭においてはこちらから出向いていくことが必要である。これまで行ってきたホームスタートは区内の4か所の保健センターの「初めまして赤ちゃん事業」にてPRを行うことで確実に件数が伸びてきており、これから求められる個別支援に対応するツールとして拠点型・アウトリーチ型双方の組み合わせを実践し、より多くの家庭と関わりを求めるよう体制を強化していきたい。

(2) 社会的養護施設における虐待予防対策

ショートステイの利用家庭の多くは一人親や生活保護受給、親の精神疾患等の要支援

家庭であり、レスパイトによる定期的な利用が増えている。

受け入れに関しては一昨年より窓口に専門職員を配置し、迅速に対応ができるようになり、緊急一時保護の機能も担えるサービスとなっている。一方で、ケースに関する子ども家庭支援センターとの情報共有は不十分なところもあるため、預かった児童の様子を共有し、今後のケースの動向を方向付けられる一助となるように働きかけたい。

(3) 地域の資源開拓

現在地域には少子高齢化による様々な問題が潜在化し、それを担える人材の不足があげられる。昨年度より参加している新宿区社会福祉協議会の四谷地区部会では、町会・自治会といった地域の中でのつながりや見守りを広めていくことで生活課題を解決していく必要性を掲げている。社会福祉施設の役割として地域の資源を発掘し、福祉を担える人材の社会参画を促す機会や施設の提供など「地域づくり」を協働して行う役割を維持していく。

(4) 隙間を埋める新たな事業の提案づくり

利用者支援を行う中で、制度の隙間に生じる課題に対して、一事業所で解決するのではなく、様々なネットワークをいかしてよりよい事業を提案していくように取り組む。児童福祉領域のみならず、他のサービスを併用し、支援を必要な家庭を重層的にサポートしていく。

(5) OJT方式による研修の実施

職員の経験年数に応じ、年度当初に掲げた目標に到達できるよう、チーム全体でサポートできるように心掛ける。

各々の事業を理解できることだけでなく、必要に応じたサポートにも回れるよう、業務マニュアルをもとに実践の現場でも丁寧に共有・指導ができる環境を持ち続けていく。相談や困難ケースに関しては会議の中で事例検討を行うなど、日常の関わりの中での不安を軽減できるようにする。

3. 会議運営

第一火曜日午前中に行う。日々の引き継ぎと一日の反省を細やかに行う。

4. 事業内容（別紙）

5. 組織図（別紙）

以上

平成 27 年度 二葉学園 事業計画（案）

1. 基本方針

健全かつ明るい環境を常に保持し、児童が安心して生活出来る環境と、個性豊かに成長発達することができるような日常生活を保障する。施設内で子どもの権利条約の内容を具現化するとともに児童の発達段階に応じた自立支援の養護実践を追求する。また、家庭・家族関係をもてる児童の入所が顕著であることから、児童相談所等と協力し家庭訪問・帰泊指導などを通じて親子関係の調整を図り、家族再統合が可能な児童は家庭復帰に向けての取り組みを行なうと共に、卒退園後においても継続支援に努める。

さらに、地域の子育て支援に対し積極的役割を果すと共に地域福祉にも貢献できる児童福祉施設としての機能を發揮する。グループホームの整備計画を立て、二葉学園の将来像検討委員会や法人の改築検討委員会で検討しながらすすめる。

2. 児童定員

40 名（本園 16 名、第二分園 6 名、第三分園 6 名、第四分園 6 名、第五分園 6 名）
12 名（第一分園 6 名、第六分園 6 名） 地域小規模児童養護施設 合計 52 名

3. 職 員

統括園長 1 名、園長 1 名、事務員 1 名、児童指導員・保育士（常勤）23 名

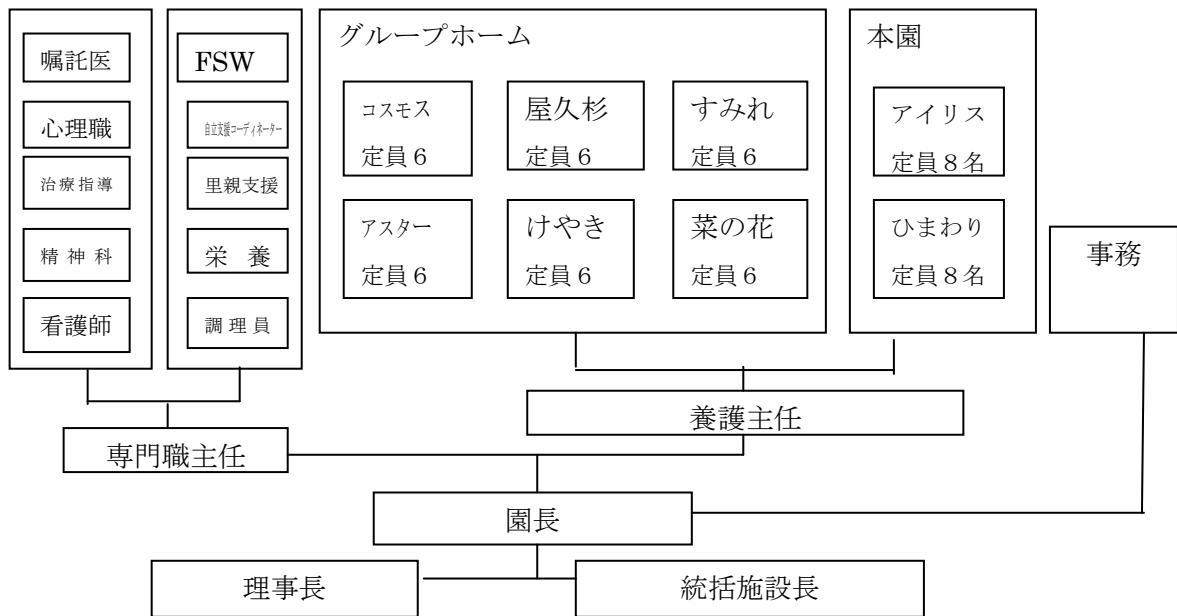
栄養士 1 名、心理療法担当職員 1 名、家庭支援専門相談員 1 名

里親支援専門相談員 1 名、看護師 1 名、個別対応職員 1 名 常勤職員 計 32 名

非正規事務職員 1 名、非正規保育士・指導員 9 名、非正規自立支援コーディネーター 1 名

パート補助職員 7 名、非常勤臨床心理士 1 名、嘱託医（内科）1 名、嘱託医（精神科医）1 名

治療指導員 3 名、宿直専門職員 8 名 非常勤・パート職員 計 32 名／全職員 64 名



4. 運営方針

- (1) 児童個々の自立支援計画や学園としての児童養護・運営計画を細部にわたって「事業計画書」に明確に示し、その方針に沿って職員の共同化を図る。
- (2) 6つのグループホーム間の連携を十分に図るとともに地域分散型児童養護施設としての養護実践を充実強化する。また、二葉むさしが丘学園との連携を含み、学園の中長期的ビジョンの確立と財政的見通しについて研究し法人全体にも提起していく。
- (3) 地域分散型児童養護施設の実践に対し、平成19年度より東京都が制度化した「専門機能強化型児童養護施設」の取り組みにおいて精神科医、治療指導員を配置し、さらには外部のスーパーバイザーを配置し、さまざまな問題を抱えた児童へより専門的かつ治療的なケアが出来る体制充実を図る。
- (4) 児童の権利擁護と自立支援のために「第三者委員会」を含む「苦情解決システム」の実践をさらに展開する。近年実施している「保護者会」や「児童と園長との個別面談」「第三者評価システム」「第三者委員会からの提言」「行政監査」等々の評価や要望を積極的に受け、改善課題を明確にしながら施設運営の実践に具体的に反映する。
- (5) 地域の子育てのニーズに応える児童養護施設の機能をさらに強化し、虐待の予防や子育て支援の役割をになえる児童養護施設として、府中市、狛江市から委託されている「ショートステイ事業」等子育て支援を継続する。また、今年度、多摩市から新規の事業委託を開始する。
地域の自治会や健全育成、子ども会、PTA、上石原まちづくり協議会等の役割を積極的に受けて地域交流に努め、地域に必要とされる児童福祉施設としてその役割が果たせるよう務める。今年度中に今後のコミュニティーケアのあり方を探る。
- (6) 社会的に求められている課題としての里親支援機能、アフターケアを含む自立支援機能の充実に向けて里親支援専門相談員と自立支援コーディネーターを配置し里親支援、アフターケアの充実を図るとともに社会的養護の自立支援と地域支援の充実を図る。
- (7) 広報活動の充実、事業報告計画書を作成し、ホームページの更新作成など情報開示に積極的に取り組み、地域や社会に開かれた施設づくりに心がける。
- (8) 職員の資質や意識の向上のために経営改革研修や園内研修の充実を図る。さらに職員の力量強化のために、職員の目標設定、個別の育成計画と自己評価、上司評価等の実践に取り組む。また、年間を通じた研修、経験年数等に応じた研修の確立をめざす等職員育成に努める。また他施設への短期研修や交換研修等を行なうとともに他施設や機関の良いところを学び養護実践改善に取り入れる。
- (9) 職員間の連携強化を図ると共に相談システムの確立や研修などを行う中で、職員

のメンタルヘルスケアについて取り組み、心身ともに健康で、児童対応にあたれる労働環境作りに努める。また、そのために外部のスーパーバイザーを導入する。

(10)	情報化についてのネットワーク化（連携強化）の定着と充実に取り組む。
(11)	会議
	職員会議 第二木曜日 午前中
	本園会議・分園会議・ホーム長会議 月に一回程度 第四木曜日 午前中
	ホーム会議・担当者会議等 週に一回程度
	運営委員会 毎週火曜日 午前10時30分～12時20分
	園長・主任会議 每月一回（第二月曜日予定）
	ケア会議 月に一回程
	地域支援担当者会議 月に一回程度
	調理会議・献立会議 月に一回程度
	ケース会議・研修会議 月に一度程度（随時）
	※特別委員会 隨時
	・将来像検討委員会 ・ショートステイ実施委員会
	・苦情解決事務局会議 ・リスクマネジメント委員会 等

5. 養護方針

(1) 児童支援方針

- ①児童養護については事業計画書の児童養護計画書に取り組みの細部にわたっての方針を明確にし、その児童養護計画に沿った支援を行う。さらにそれらの役割分担責任の明確化に努める。
- ②児童個別の支援計画についてはアセスメントシートを活用し、アセスメントシートを基に、ひとり一人の個別ニーズに応じた自立支援計画を立て、その計画にそった児童支援を行う。
- ③日常的な児童支援については養護マニュアル（事業計画）を活用し、在園児童全員に一定必要とする支援レベルを達した養護実践を展開する。
- ④生活指導…児童居室を家庭的な環境に整え、児童の個性を尊重しつつ、集団としての落ち着いた生活を送るための生活指導と学力向上に努める。
- ⑤意見表明の尊重…児童との話し合いを大切にし、児童会やホーム会議の機会を増やし、自主性と他者の尊重を助長する。児童個別の園長との面接、第三者委員のヒアリング、苦情解決の機能強化など取り組む。日常的関わりをもつ担当職員の振り返りを行う。
- ⑥年齢や発達に応じた支援の充実
低年齢児童支援については近年、幼児の被虐待児童の入所が多く、幼児期に安定した生活保障と家庭関係の安定化が不可欠であり、低年齢児童からの自立支援計画を

立て、その具体化に着手する。

高年齢児童については、職業訓練（自活訓練）の実践やアルバイト等を奨励するなど自立支援に取り組む。また、外部で実施している自立支援プログラムや海外体験等に積極的参加を促す。

⑦関係機関との連携、協働の強化

近年の入所動向を鑑みると複雑多様化してきている。施設がいわゆる自己完結できる状況でなくなってきた。そのような養護ニーズに対応するため、関係機関との連携強化を図る。

(2) グループワーク、行事等の取り組み

①施設全体として、また、各ホーム、児童会等において児童と職員が共同で企画したプログラムを実施して、互いの協力や励まし合うことの意義を学び、成し遂げる喜びを体得させることから大きな自信に結びつける。

②年間主要行事

5月	ホーム別レクリエーション
7～8月	目標達成児童会主催夏体験プログラム
8月	地域バーベキュー大会
10月	強歩大会（40キロ、70キロ）
11月	（児童会合宿等）
12月	クリスマス会
1月	卒園生の会
2月	児童会レク等
3月	ホーム別宿泊行事・卒業式・卒園生を送る会

(3) 保護者支援

- ①ファミリーソーシャルワーカーを専門職として配置し、家族支援困難ケースへの関わりを進める。
- ②家庭復帰についても積極的な取り組みを行う。
- ③保護者会等を行い、園全体として保護者との共同子育ての取り組みを進める。
- ④児童相談所等と連携を強化しその充実に努める。そのために児童相談所や子ども家庭支援センターと十分な連携が出来ているかケースごとに振り返りを行うとともに積極的提案を施設側から提起する。

(4) 食生活の充実

- ①身体の発育に必要な栄養に配慮するとともに、食事における軽い家庭的な雰囲気を大切にし、楽しく豊かな食生活に努める。（調理と処遇の協働のあり方に関する

する検討委員会答申参考)

- ②より家庭的な食生活環境を保障し、心身ともに安定を図り自立支援に寄与する食生活をめざす。
- ③各ホームの食生活環境と衛生の向上に取り組む。

(5) 医療、保健、治療の充実

- ①これまで以上の医療、保健、治療の充実をめざすために看護師の配置を行い、児童個別の健康維持計画に沿って取り組みを進める。
- ②被虐待児童の傷ついた心を癒すため、園内心理士・精神科医と担当職員が共同して日常生活の安定を図る。(専門機能強化型児童養護施設としての機能発揮)

(6) 自立支援、リービングケア、アフターケアの充実

- ①自立支援…卒園児童の中には、自立する力を身につけずに社会に出て行つてさまざまな困難に直面することが多い。在園時より社会生活をおくる為に必要な人間関係のあり方や生活技術、金銭感覚等を養う。
- ②今年度もグループホームの一つを自立援助的ホーム(第二分園)とする。
- ③自立支援コーディネーターを配置し自立支援、アフターケアの充実をめざす。
- ④アフターケアについて、卒退園後3年間は担当者を明確にし、個別の支援計画を立て具体的な支援を行ない、卒退園後の支援について強化充実を図る。
- ⑤NPO法人ふたばふらっとホームの活動において担当者も配置し連携を充分行う。

(7) 環境整備

- ①本園の建物管理、維持について具体的な計画に基づき実行する。
- ②分園(特に第一分園コスモス)の建物改築、移転、転居等の検討と実施計画を立案実施
- ③古くなった家電製品の交換、必要のない物品等の処分等実施していく。
- ④不用品や処分すべき設備備品等の処理
- ⑤保存すべき設備備品等の処置

(8) 生活日課(原則的な日課で居室やホームによっては異なる)

	7	8:15			12			15	17:30	18	19		20		21	22
幼児																
小学生	起床・洗面・掃除	朝食	登校	幼稚園	学年	幼稚園	学校	おやつ	自由時間	夕食	入浴	学習	自由時間	就寝時間		
中学生																
中3以上 高校生																

6. リスクマネジメント（事故対応・防災等）

法人として新設したリスクマネジメント実施規程に則りすすめる。

(1) 事故事件対応

- ①児童養護施設においては常に事件事故が起こることを想定し、リスクマネジメント方針にそって施設長を中心に迅速対応を行う。
- ②毎週行われる運営会議や隨時開催されるリスクマネジメント委員会にて事故事件報告書や「ヒアリハット」の分析を行なうなど危機管理体制の強化を図る。

(2) 防災対策

- ①入所児童の安全をはかるため、日常的な意識の向上と訓練に努める。
- ②毎月 1 回の避難訓練、定期的な建物設備の点検、分園の火災報知器具の整備など防災機材の点検整備を行なう。
- ③今年度はとくに分園（グループホーム）の防災対策に力を入れて取り組む。
- ④また、大地震（概ね震度 6 以上）等に備え、対応マニュアルを作成し、地域小学校地域防災対策委員会への参画と共に避難、児童所在確認対応、非常持ち出し点検、職員緊急対応体制、保護者連絡、関係各所等との連携方法等、その他対応方法を確立する。

(3) 被措置児童等虐待対応

- ①制度の周知徹底に努める
- ②特に職員から児童へ虐待につながるような事項を点検するとともに、児童間暴力やいじめの問題について防止を図る取り組みを行う。
- ③第三者委員会への報告や意見徴収を行うとともに関係諸機関との連携に努める。

(4) 連携強化

- ①今年度はとくに本園改築実施に伴い各ホーム間および仮事務所を中心とする相互連携強化に努める。そのために改築実施中の防災計画を別途立案し対応する。

7. ボランティア・実習生の受け入れ

- (1) 学習ボランティアを中心に今年度においても多くのボランティアの方々に児童支援に関わっていただくと共に 6 つの分園（グループホーム）の周辺の方にもホームを拠点としさまざまなお手伝いをしていただく。
- (2) 実習生について、児童の生活の安定を基本とし、年間 20 名の実習生の受け入れを行なう。また、里親や児童相談所、他施設の研修生の受け入れに応える、開かれた社会福祉施設としての役割を担う。また、職員確保・育成の観点からも、養成校と連携

しながらすすめる。

8. 職員育成と研修計画

(1) 経験年数にあわせた職員育成計画をもとに個々の資質向上と施設全体の専門性の向上を目指し、特に分散化した形態で陥りやすいホームの孤立や職員間の連携問題には重点的に取り組んでいく。

また、園内研修のみならず外部研修への積極的な参加を促していく。研修の成果について振り返りを行うとともに職員育成計画に反映させる。この取り組みのなかで職員の定着促進を図る。

(2) 職員のメンタルヘルスケアの取り組み

①園内にメンタルヘルス委員会を設置する。

②メンタルヘルス調査の実施の検討をし、職員会議および各自へのフィードバックを行う。

③それらの結果として必要とする園全体としての取り組みについて具体化する。

9. 子育て支援、地域連携について

児童養護施設の役割として、入所している児童への支援とともに重要なのが、地域の子ども・家庭への子育て支援である。これまで柏江市・府中市への子育て支援として、ショートステイ事業を実施してきているが、今年度は改築を進める中で、調布市内の子育て支援策を検討していく。コミュニティーウォーカーの配置に伴い、子ども家庭支援センターにも協力を仰ぎながら、地域のニーズの把握に努め、改築後の具体的な事業の検討をすすめる。

10. 里親支援

里親支援専門相談員を配置し、児童相談所、里親支援機関等と協働し、地域の里親（養育家庭）並びに委託児童の支援を行う。また、法人内の関連業種との情報の共有や協働をすすめる。学園内においては、制度等の周知を職員・児童に図り、委託推進に向けての取り組みをすすめる。

11. 広報活動

社会に施設の様子を発信していくために、ホームページの更新に努め最新の情報を提供する。また定期発行している二葉だよりを発行し、内外に事業の広報を行う。

12. 福祉サービスの第三者評価の受審

例年通り、サービス分析、組織マネジメント分析、利用者調査について訪問調査を行いフィードバックしてもらい、養護内容と運営について評価内容を反映し改善のた

めの素材とする。(実施評価機関については一定の検討を行う。)

13. 二葉学園 3カ年計画の具体化

「21世紀こそ子どもの世紀に」を主テーマに掲げ『来るべき21世紀において、子どもたちが豊かに発達できる年代を、全ての家庭において、愛と平和に満ちた生活が送れるよう、国連の児童権利宣言や児童憲章の精神が実現できる世紀にと努力する児童養護の職場にある一人として発言したい』4つの経営課題として、①児童虐待をなくすためにできること②子どもを支える職員育成③二葉学園だから働きたいと思える職場作り④子どもの最善の利益の追求、また、4つの意識として①社会とのつながりと相互作用を意識した施設②世界につながる二葉③二葉学園の取り組みを発展させる④児童養護を社会に理解してもらう。

以上「4つの経営課題」、「4つの意識」を捉えながら、今後の子ども家庭福祉に関するサービスの向上に全職員で取り組む。

- ①将来像検討委員会ですすめ方や実施内容を検討しながら、運営会議・職員会議に提案し確認・決定してすすめる。
- ②新本園と分園におけるサービス内容の検討と決定（平成26年度～3カ年計画の策定）を行う。

以上

平成 27 年度 二葉学園 地域子育て支援事業 事業計画（案）

1. 基本方針

児童養護施設の役割として、入所している児童への支援とともに重要なのが、地域の子ども・家庭への子育て支援である。地域の子育て支援に参画し、子ども・家庭の福祉（在宅支援、虐待の防止等）の向上発展に寄与する取り組みとする。

狛江市・府中市・多摩市への子育て支援として、子どもショートステイ事業を実施する。児童相談所や子ども家庭支援センター等との協働を図り、子どもショートステイ事業の実施を中心に地域の養護ニーズの把握に努め、今度の具体的な事業の検討をすすめる。

2. 児童定員

狛江市子どもショートステイ事業	定員 2 名
府中市子どもショートステイ事業	定員 2 名
多摩市子どもショートステイ事業	定員 1 名
	定員 合計 5 名

3. 職 員

非正規職員 2 名
取りまとめは専門職主任並びに地域支援担当

4. 運営方針

ショートステイ事業担当者は専門職主任を中心にチームで受け入れを行うこととする。

(1) 受け入れについて

利用者の保護者が、市の利用許可をもらう。利用条件については、別紙参照。基本的には利用初日、事前見学については、ショートステイ担当者が受ける。その際持ち込み品の確認をおこなう。

また緊急受け入れの場合については、利用許可が後日発行になるが、子どもの受け入れについての手続きは通常と同じとする。保護者の同意をもって利用の開始を行なうのが原則とする。

(2) 生活の場について

基本的には本園 3 階を利用するが、状況に応じて本園並びに分園で受け入れる。その場合どこの居室・分園で受け入れるかは、年齢・性別によってその都度検討する。

(3) 教育機関等への送迎について

利用者が教育機関への送迎を希望した際、二葉学園運行規定並びにショートステイ運行マニュアルに従い送迎を行う。その際、身分証明書を携帯し引取・受渡時に提示する。

(4) 食生活

朝昼晩の三食及びおやつを提供する。但し、保育園・小学校等で給食の提供を受ける児童については昼食提供を行わない。給食がなく、弁当が必要な場合は弁当を提供する。

また、食事マナー等のレクチャーも行い、会話を交えた楽しい食卓になるようにしていく他、好き嫌いについては食べ残しが出ないよう工夫していく。食物アレルギーの有無も把握する。

(5) 被服と洗濯等

被服の洗濯については保護者に事前の承諾を得た上で行う。また持参した被服は、記名等を確認しながら整頓し行う。

(6) 入浴

宿泊利用者を主に、原則として毎日入浴を促す。未就学児は職員が一緒に入浴する。またシャンプー・石鹼等、入浴に必要な道具は学園の物を利用するが、保護者が用意した物があればそれを利用する。

(7) 健康管理と通院対応

必ず児童表・受け入れカード等で健康状態を確認し、毎日の日誌・記録をつけ引継ぎを行う。発熱・けが・体調不良等を起こした際は、基本的には利用中止になるが、保護者に承諾を得た後に通院する。但し、連絡が取れず保護者の承諾が得られない際も、担当職員が緊急と判断した場合のみ通院し、事後報告を行う。

(8) 学習

学校の宿題・準備は、前日までに行うよう声掛けを行う。

(9) 遊び

原則として園内・園庭遊びとし、担当職員が付添い可能な場合のみ公園・児童館等、園外での遊びも可能とする。

(10) 趣味の助長

児童の趣味に対し、幅広く対応できるようにする。

(11) ショートステイ実施委員会（園内）

本事業の円滑な運営を図るため定期的（2ヶ月に一回程度）に開催し、実施の状況・予定等の確認、検討を行ない内外の調整を図る。また必要に応じ召集し確認・検討を行なう。内容については、事業の進捗状況報告、検討、ケース予測と分園を含めた受入体制の検討連絡協議会の準備とまとめ、園内学習会の企画、提案など、とする。

(12) ショートステイ関係者連絡会議（府中市、狛江市）

市、子ども家庭支援センター、児童相談所、学園の本事業に関わる担当者が定期的に連絡会議を行ない本事業の円滑な運営を図る。年3回程度開催（場所については随時検討）をする。

内容については、今年度実績とケース紹介問題点・留意点、今後の利用のあり方について利用した児童並びに家庭へのアフターケアのあり方など、とする。

以上

平成 27 年度 二葉むさしが丘学園 事業計画 (案)

はじめに

昨年末より園舎の改築工事が始まっている。

工程の予定	新築工事（児童棟 A・B）	H26. 12月～H27. 7月
	検査・引越	8月
	解体工事（児童棟 A・B）	9月～10月
	新築工事（管理棟・交流棟）	11月～H28. 6月
	検査・引越	7月
	外構・植栽・遊具移設	H28. 7月～10月

夏には児童棟が完成し、子どもたちは夏休み中に引っ越しを予定している。引き続き解体工事・建設工事と、来年度の秋まで工事が続く。子どもたちの安全・安心に十分配慮して工事を進める。

入所児童の 8 割以上が被虐待児童であり、発達障害児が多数含まれている。とりわけ暴言暴力に走りがちな児童は、コミュニケーションが難しいことから養護が困難になっており、治療的養護の力量の向上に取り組む。厚生労働省は、20 歳までの措置延長の積極的活用の通知を出しておらず、20 歳までの養護と自立支援を実現するために、一層の実践力量の向上を目指し取り組む。在籍期間の短い児童が多いことから、家族再統合のためのファミリーケースワークの充実に取り組む。

国の職員配置の改善に応じた人材確保対策を進める

これらの諸課題を重点的に取り組んでいく。

1. 児童定員

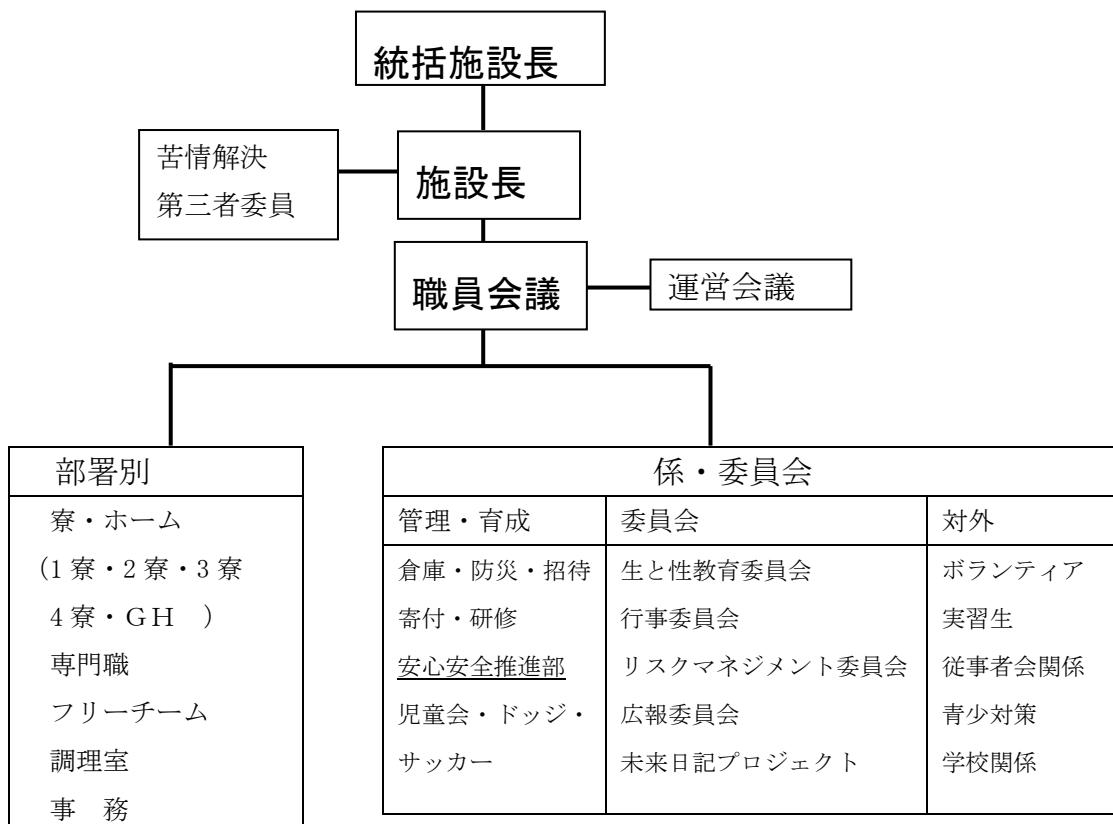
児童定員 72 人 (本園 60 人 地域小規模児童養護施設 12 人)



2. 職員配置

統括施設長	1
施設長	1
事務員	2
栄養士	1
調理員	4 + 非常勤 1
家庭支援専門相談員	1
個別対応職員	1
自立支援コーディネーター	1
里親支援専門相談員	1
心理療法担当職員	1
治療指導担当職員	1
看護師	1
保育士・児童指導員	35
医師	非常勤 2

二葉むさしが丘学園 管理運営組織図



3. 運営方針

(1) 施設の運営、養護に関わる事項については、原則として全職員参加の職員会議で、より良い方向性を見出すための議論を行い決定する。

- ① 職員が決定のプロセスに参加することで、納得性を高め働く意欲の向上を図る。職員相互の理解を深め信頼関係を築き上げる。
- ② 問題解決のよりよい方向性を見出すための議論をする。提案を行うときには文書で行う。議論を経て決定されたことは、誠実に実施し検証をする。
- ③ 職員は、自主的自発的に発言や提案を行うことを促進する。

(2) 各種会議

- ① 寮・係・委員会などの会議：それぞれでの取り組みの具体化＝方針の具体化を話し合い、職員会議で全体の承認を得た上で実施する。
- ② 運営会議：各部署（寮・調理・事務）、各係からの意見や提案を集約する。それらを、検討し調整して原案を作り、職員会議へ提案をする。運営委員は、選出部署の代表として意見を反映するとともに全体の調整役を行う。
- ③ 職員会議：運営会議報告に基づいて議論を行い決定する。「目的」「議題」「ゴール＝目標」「進め方」「共有化」などを事前に準備して行う。決定された事項は、担当する部署、係・委員会で実施する。

(3) 養護の標準化を進める

- ① 各種会議において、日常的に実践の検証を進める。職員の集団討議にもとづいた部署ごとの総括方針、自立支援計画書、成長の記録の作成を定期的に実施する。
- ② 東京都の監査、第三者評価により明らかにされた課題への取組み方針を具体化し改善に取り組む。テーマに応じたマニュアル、手引きを整備する。

(4) 連絡・調整（報告・連絡・相談・確認）の適正化を推進する

- ① 運営管理と養護実践においては、正確で迅速な情報が適切な取り組みの基礎となることから、報告・連絡・相談・確認は徹底されなければならない。
- ② 事前相談が必要な事項、事後報告で良い事項、記録に残せば良い事項等、基準を設けて実施する。

(5) 職員が、長く働き続けることが出来る職場環境の整備を進める。

- ① 養護の土台となる子どもと職員の継続した関係を大切にする。
- ② 人材育成の基盤となる働きつづけることができる環境整備をすすめる。
- ③ 職員のメンタルヘルスケアに取り組み、心身ともに健康で働くようにする。

④ 女性職員が結婚しても働き続けられる条件整備を推進する。

(6) 予算の適正執行と職員配置の充実を進める

- ① 措置費や都補助金などの制度を積極的に取り入れて、職員体制の充実を図る。
- ② 予算の管理と適正で計画的な執行を行う。

(7) 職員の相互援助と職員集団づくりを促進する

- ① 共通方針に基づいた取り組みにより、職員の信頼関係を育てる。
- ② 共同した実践の総括により、養護の共通認識＝基盤をつくる。

4. 養護方針

(1) 児童支援

① 養育・支援の基本

- a. 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解する。
- b. 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援する。
- c. 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障する。
- d. 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障する。
- e. 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援する。

② 主体性、自律性を尊重した日常生活

- a. 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援する。

子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（児童会活動等）が行えるよう支援する。行事などの企画・運営に子どもが主体的に関わり、子どもの意見を反映できるようにする。

- b. 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援する。

子どもの興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう支援する。学校のクラブ活動、地域のサークル活動、子どもの趣味に応じた文化やスポーツ活動は、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認める。

- c. 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援する。計画的小遣いやアルバイト代の使用、金銭の自己管理ができるように支援する。退所を見据え、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施する。

③ 自己領域の確保

- a. でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とする。
食器や日用品などが子どもの好みに応じて個々に提供する。個人の所有物について記名する場合は、年齢や子どもの意向に配慮する。個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等整備する。
- B. 育ってきた過程の記録を整理しておき、成長の過程を振り返ることができるようする。子ども一人一人のアルバムなど成長の記録を整理し、自由に見ることができるように保管し、必要に応じて大人と共に振り返る。

(2) 権利擁護

- ① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。

施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体が権利擁護の姿勢を持つ。受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、毅然とすべきところでは毅然と対応するなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合う。

- ② 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせる。

子どもの発達等に応じて、可能な限り事実を伝える。家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、伝え方等は職員会議等で確認し、共有し、また、児童相談所と連携する。

- ③ 子どもの個人情報保護に関する規程・マニュアルを職員に周知し、それに基づいた取り組みを進める。

生活場面等のプライバシー保護について設備面等の工夫などを行う。

- ④ 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行う。

日常的な会話のなかで発せられる子どもの意向をくみ取り、また、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努める。改善課題については、子どもの参画のもとで検討会議等を設置して、改善に向けて具体的に取り組む。

- ⑤ 職員と子どもが共生の意識をもち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。

生活全般について日常的に話し合う機会を確保し、生活改善に向けての取組を行う。
生活リズム・日課は子どもとの話し合いを通じて策定する。

- ⑥ 入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。

入所時の子どもや保護者等への説明を施設が定めた様式に基づき行う。施設生活での

規則、保護者等の面会や帰省に関する約束ごとなどについて、子どもや保護者等にわかりやすく説明する

- ⑦ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明する。
権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく説明する。
- ⑧ 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に、相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行う。
複数の相談方法や相談相手の中から主体的に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかり易い場所に掲示する。
- ⑨ 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。
- ⑩ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。
苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。苦情や意見を養育や施設運営の改善に反映させる。

(3) 家族支援

- ① 児童相談所や家族の所在する市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行う。
家族との関係調整については、定期的かつ必要に応じて児童相談所と家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議を行い、また、家族の所在する市町村の子ども家庭支援センターなどと協議を行う。
- ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行う。
家族に対して、面会、外出、一時帰宅はもちろん、学校行事等への参加を働きかける。
一時帰宅は児童相談所と協議を行う。親子が必要な期間と一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設ける。
家族等との交流の乏しい子どもには、フレンドホーム等での家庭生活を体験させるなど配慮する。
- ③ 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。
子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援を行う。親子生活訓練室の活用など、子どもと保護者との関係回復に向けた援助を行う。

(4) 衣食住生活

① 衣生活

- a. 衣服は清潔で、体に合い、季節にあつたものを提供する。

低年齢児に対しては、常に衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものが着用できるようとする。

- b. 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援する。
気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣の習得を支援する。発達段階や好みに合わせて、四季を通じて子ども自身が衣服を購入する機会を設ける。

② 食生活

- a. 食事は、団欒の場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫する。
食事の時間が、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫する。無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて時間や量などに配慮する。
- b. 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供する。
子どもの年齢、障害のある子ども、また、食物アレルギーの有無など子どもの心身の状態や日々の健康状態に応じ、適切に対応する。定期的に残食の状況や子どもの嗜好を調査し、栄養摂取量を勘案し献立に反映する。
- c. 子どもの発達段階に応じて食文化を身につけることができるよう食育を推進する。
食材の買出しから調理・喫食・後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食文化を身につけることができるよう食育を推進する。日々提供される食事について献立の提示等食に関する情報提供等を行う。偏食の指導を適切に行う。食事の準備や配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるようにする。

③ 住生活（環境整備）

- a. 居室等施設全体がきれいに整備されているようにする。
建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、子どもの取り巻く住環境から、そこにくらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるようにする。軽度の修繕は迅速に行う。発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにする。
- b. 安全、安心を感じる場所となるよう、子ども一人一人の居場所が確保されるようにする。小規模グループケアを行う環境づくりに配慮する。家庭的な環境としてくつろげる空間を確保する。中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保する。

（5）保健・医療・心のケア・性教育

① 保健・医療

- a. 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援する。

幼児については、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握する。発達段階に応じて、排泄後の始末や手洗い、うがい、洗面、洗髪、歯磨きなどの身だしなみ等について、自ら行えるように支援する。寝具や衣類などを清潔に保つなど、自ら健康管理できるよう支援する。

- b. 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応する。

健康上特別な配慮を要する子どもについて、医療機関と連携するなど、子どもの心身の状態に応じて、健康状態並びに心身の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて隨時、把握する。受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう説明する。感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症または食中毒が発生し、または、まん延しないように必要な措置を講じるよう努める。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしておく。

② 心理療法

- a. 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行う。
心理的な支援を必要とする子どもは、心理支援プログラムを策定する。心理支援プログラムにおいて個別・具体的方法を明示し、実施する。
- b. 治療的な援助の方法について研修を実施する。

③ 性教育

- a. 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設ける。
性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答える。年齢・発達段階に応じた性教育を実施する。

(6) 学習・自立支援

- ① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行う。

不適切な学習環境にいた子どもが多いことを踏まえて、その学力に応じて学習の機会を確保し、よりよき自己実現に向けて学習意欲を十分に引き出す。公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障する。また、障害を有する子どもについては特別支援学校高等部への進学を支援するなど、子どもの学習権を保障する。

- ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援する。

進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、十分に話し合う。高校卒業後の進学についてもでき得る限り支援する。中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続するなど十分な自立の準備ができるよう支援する。

- ③ 職場実習や就労体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組む。

事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めるよう支援する。子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積めるよう支援する。

(7) 遊び・行事・集団活動（グループワーク）

- ① 子どもが遊びの中で、たっぷりと五感を使ってさまざまなことに興味を持ち、いろいろな人とかかわりをつくり、自分のやり方や自分のペースで、創意工夫をし、挑戦し、失敗し、それをのりこえて成長していくように支援する。
- ② 行事は、子どもが経験を広げる、活躍できる、喜べるなど、その子なりにどのように取り組んでいくかという過程を大切にして取り組む。
- ③ 集団生活だからこそ、子どもの出番がある、仲間に認められる喜びがある、そのような集団活動を子どもと一緒に作っていく

(8) 継続性とアフターケア

- ① 受け入れを行うまたは措置変更等にあたり、継続性に配慮した対応を行う。

子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。措置変更にあたり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのために日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携に努める。継続的な支援を行うための記録を作成する。

前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。里親、児童自立支援施設などへの措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応する。18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応する。

- ③ 家庭引取りにあたって、子どもが家庭で安定した生活ができるよう家庭復帰後の支援を行う。

退所にあたってはケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。子どもが退所する地域の市町村や関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。

- ④ 高校卒業しても自立困難な場合、措置延長を積極的に利用して継続して支援する。

子どもの最善の利益や発達状況を鑑み、必要に応じて措置を延長して自立支援を行う。

- ⑤ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を行う。

アフターケアは施設の役割であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝え
る。退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備する。必要に応じて、児童相談所、
市町村の担当課、地域の関係機関、自立援助ホームやアフターケア事業を行う団体等と
積極的な連携を図りながら支援を行う。

(9) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 子どもの心身状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行
い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。

児童相談所との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状
況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校での様子などを必要な情報を収集し、
統一した様式に則って記録する。把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を具体的
に明示する。アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支
援専門相談員、自立支援コーディネーターなどが参加する会議で合議して行う。

- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定し実施する。

自立支援計画は担当者会議で合議して策定する。自立支援計画には、支援上の課題と、
課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。支
援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもに説明する。
策定された自立支援計画を担当職員が共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものと
する。

- ③ 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と計画の見直しを行うために、定期的
に「成長の記録」を作成する。

「成長の記録」作成時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について
分析、検証を行い、支援の向上に反映させる仕組みを構築する。アセスメントと計画
の評価・見直しは定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。自立支援計
画の見直しは、子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者
の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。

- ④ 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録する。

入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやり
とり等を含めて適切に記録する。記録内容について職員間でバラツキが生じないよう
工夫する。

5. リスクマネジメント（事故対応・防災など）

(1) 事故予防と安全対策

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、法人のリスクマネジメント実施規程に則り組織として体制を整備し機能させる。
- 事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を、職員に周知するとともに、定期的に見直しを行う。事故への緊急対応、リスクマネジメントに機動的に対応する機関として、安全安心推進部を設置する。
- ② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行う。
- グループホームを含め立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。災害時の対応体制を整える。食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。
- ③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。
- 安全確保・事故予防に関する研修を行う。ヒヤリハット報告に取組む。災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を定期的に実施する。災害時に、地域の関係機関から必要な協力が得られるよう日頃から地域との連携に取り組む。
- ④ 危機管理マニュアルの読み合せを定期的に行い、日々の職務に生かしていく。

(2) 被措置児童等虐待対応

- ①いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。

　子どもや保護者に対して、体罰の禁止を周知する。職員に、体罰の起こりやすい状況や場面について研修や話し合いを行い、体罰を伴わない援助技術を習得させる。

②子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組む。

　暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底する。不適切な関わりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制の点検と改善を行う。子どもが自分自身を守るためにの知識、具体的な方法について学習する機会を設ける

- ③被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、適切に対応する。

　被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、東京都と連携して、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努める。

(3) 感染症予防及び対応

- ① 児童福祉施設は集団生活の場であり、感染症が一旦発生すると、またたく間に施設内に蔓延し、児童・職員だけではなく、家族・関係者への感染の危険性も懸念される。日常

的な感染症予防、感染症の早期発見と迅速・的確な対応、感染症の拡大防止、合併症（他疾患の併発）に取り組む。

- ② 感染症対応マニュアルは職員向けに、日々の健康管理や衛生面の環境整備などの日常の感染症予防、感染症別に症状・予防・発生時の対応など、季節ごとに見やすくまとめたマニュアルに基づき、予防及び発生時の対応を進める。

6. ボランティア・実習生の受け入れ

(1) ボランティア

ボランティアは、「ボランティア受け入れマニュアル」に沿って受け入れていく。

受入れは、定めている登録手続き、事前説明等の手順を踏んですすめる。ボランティアに対して必要な研修を行う。

(2) 実習生

実習生の受入れと育成について、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。受入れの担当者を配置し、マニュアルを整えるとともに、受入の意義や方針を全職員が理解し、施設全体で取り組む。養成校等と連携して、計画的に実習を行えるようにする。

7. 人材確保と人材育成

- ①機能の高度化と生活単位の小規模化により多数の中堅職員、ベテラン職員が多数必要となっていることから、人材育成、人材確保を推進する。

ケア単位ごとのコア職員、専門職を担える人材の育成と確保を進める。治療的養護などの養護内容の高度化を担える人材の育成及び確保を推進する。

- ②人材確保計画を策定し組織的に取組む。

求人の際には、必要とする人材の採用の要件（基準）を明確にして行う。

養成校との連携の強化、ホームページの充実、見学会などに取組む。

実習生への指導は、しっかり出来る体制の確立し、児童養護施設のやりがいを感じてもらえるプログラムを用意する

- ③「日常の職務や運営そのものが人材養成のシステム」と考え、「職を通しての訓練（OJT）、職場を離れての訓練（OFF-JT）」、「自己啓発訓練（SDS）への支援」を基本に育成体系を構築し、計画を立て取り組める体制を整備する。

研修係をおき、係が施設全体の研修計画について企画立案し、職員会議に諮って決定する。職員の個別研修計画は、部署ごとの年間方針の中で立案する。職務に主体的に関わる過程全体が、職員の育成の基本課程となるようにしていく。また、課題意識を向上させ、必要な知識技術を学ぶための、外部研修への参加、自己啓発活動を奨励する

- ④組織の中核として取り組みを推進する人材を育成する。

運営全般の情報を共有すること、権限の委譲により自ら判断をすること、係・行事等の

担当として全体に提案を行うこと、運営委員として全体を見渡しての判断する機会を経験することなどを通じて、職員のリーダーシップを育成する。

⑤職員のメンタルヘルスケアに取り組み、心身ともに健康な状態で職務出来るようにする。

不調者を対象とした医療や福祉、福利厚生という視点だけでなく、“人も組織も健康にする”職員の健康度の増進による質の高い施設づくりを目指す。

8. 地域との交流と支援

①地域の具体的な福祉のニーズを把握するための取組を積極的に行う。

地域の交流等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握を行う。社会的養護の施設の責務を果たすべく、地域に対して積極的に働きかける施設運営を行う。

②地域の福祉のニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。

施設が有する設備や専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力をする。園庭・体育館や会議室の地域への開放を進める。地域団体の取り組みへの参加を進める。

③地域との交流、地域の活動への参加

地域住民との交流行事を開催し、広く参加を呼び掛ける。地域住民の諸活動に担当職員を配置して参加する。高齢者施設などとの相互交流を進める。

9. 児童養護施設の機能を活かした里親、里子支援

(1) 里親支援専門相談員を配置して、児童相談所の里親担当福祉司、里親支援機関、養育家庭の会などと連携して、①入所児童の里親委託の推進、②委託児童の支援、③里親からの一般相談などを行う。

里親やファミリーホームに委託される児童は、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもも少なくなく、様々な形で育てにくさが出ることがある。また、中途からの養育の難しさもある。そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の交流などの里親支援が重要であり、里親が養育の悩みを抱えた時に、その孤立を防ぐことが重要である。

(2) 委託推進のために、職員、子どもに対する養育制度の啓発に取り組む

10. 広報活動

(1) 現在の施設の状況を知らせるためのホームページの充実、施設便りの発行など、情報公開と情報発信に取り組む。

(2) 企業の社会貢献での調査、また求職者の情報収集において、インターネット上の情報が参考にされることから、ホームページを充実する。園だよりを年3回発行する。

11. 第三者評価

- (1) 施設運営や養育・自立支援の内容について、第三者評価を行い施設の改善向上につなげる。
職員の参画による評価結果の分析及び検討をする。
- (2) 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善計画を立て実施する。
分析・検討した結果やそれに基づく課題を職員間で共有し、改善に取り組む。

12. 関係機関との連携

(1) 学校、幼稚園

- ① 虐待を受けた子、障がいのある子などの対応の難しい子の入所が増えており幼稚園、小中高等学校等と連携をとり、より良い支援ができるように進めていく。
- ② 学校や幼稚園行事、保護者会等に参加して学校での子どもの様子を把握する。
- ③ 同じ目線で協働できるように積極的に連絡を取り合う。面談を通して、学校と協力し子どもの課題を共有して成長を支援していく。必要に応じて協議会を行う。
- ④ 子どもの支援目標について説明可能な範囲で担任に説明し、協力を要請する。心配なことがある場合はすぐに担任に連絡。場合によっては、拡大関係者会議への出席をお願いする。

(2) 児童相談所

- ① 児童相談所の担当福祉司・担当心理士とはこまめに連絡を取り情報と課題の共有に努める。
- ② 連絡調整を図りながら積極的に協働し、子ども達の未来の為に何が必要なのかを一緒に考える。
- ③ 家庭状況や施設内の生活状況について情報と課題を共有する。
- ④ 事故等発生した場合、子どもの現状を速やかに伝え連携して取り組む。
- ⑤ 児童の進路の選択決定に際しては、綿密な連絡を取り支援を進める。

(3) 医療機関

- ① 児童の健康状態を正確に把握し、適切な医療を受けられるようする。子どものニーズに応じた適切な治療や病院選びを行うことが出来るよう、ケースカンファレンス等で検討する。
- ② 精神薬が処方されている子どもには、医療機関の指導の下適切な服薬を行う。また、生活の仕方などについても助言をもらい子どもの安心で安定した生活を目指す。

13. 中長期計画の具体化

(1) 改築工事を 3 カ年度の計画で実施中である。

解体工事と建築工事を交互に進めるので、既存の園舎で生活を継続できることから、工事中も入所停止や定員減はない。新築された建物に順次引っ越すことから、工事期間中の安全対策に取り組む。

(2) 家庭的養護推進計画の前期計画

前期 5 カ年計画は、最初の 3 カ年は園舎の新築工事期間となる。ファミリーホームの実施について、調査・研究に取り組む。

(3) 時代の要請に応じた養護の推進

機能の高度化と小規模化に対応した「組織的養護」の充実が必要となっている。

二十歳までの措置延長の通知が出されたが、今後、「20 歳までの養護」が拡大すると予測される。「20 歳養護」にむけて養護の再構築を進める。

現在は、入所児童の 9 割前後が被虐待児である。被虐待児童の家族再統合は通常の取り組みとなっているので、その実践方法の確立を目指す。

(4) 小規模化と機能の高度化に対応できる人材育成の充実

この 4 年間で職員定着が進み、保育士・指導員の中堅層が厚くなかった。中堅職員のレベルアップのため、ジョブローテーション、他施設への派遣研修などを実施する。

若い職員が多いことから結婚が相次ぎ、出産休暇に入っている職員も居る。働き方の見直しと再構築を行い、長く働き続けられる職場づくりの基盤整備を進める。

以上

平成 27 年度 二葉南元保育園 事業計画（案）

1. 基本方針

本年度は新園舎・新定員で運営を開始した当園の 3 カ年事業計画の「試行期」である。「移行期」であった昨年度は順調に新定員の保育を始動させることができたことから、今年度は、改築・定員他新事業を推進してきた前園長から、保育経験豊富な新園長にバトンタッチし、新たな体制の下で、保育や組織の両面でより一層よい形を求めての試行錯誤の 1 年とする。

今年度から運営時間を変更する。7 時の早朝保育から 8 時までの 2 時間延長保育を行い、利用時間の幅を広げることで多様な働き方の家庭を受入れていく。

また、認可保育園としてより地域に貢献するために、専用室一時保育事業を開始する。就労を理由とした預かりの定期利用型保育と、理由を問わない一般の一時保育事業を平行して行う。

今年度、各保育事業を成功させるためには保育の基本にたちかえり、充実させることが急務であり、前年度から準備してきた、離乳食の進め方の見直しや乳児の担当制とグループや担任の動き方、幼児クラスの学年別保育と異年齢保育などについて、職員間で話し合いながら、子どもたちと楽しみながら、保育を実践していく。

また、新しい職員が増えることから、ヒューマンエラーを限りなく減らしていくために、事故防止の事例を共有し、安心安全な保育を心掛ける。

昨年に引き続き保健職や給食室は、配置に余裕を持たせるための人材確保をするとともに、事務の電子化を推進し、将来の業務軽減を図り、スタッフの定着をはかる。

3 カ年の方針は下記の通りである。

- (1) 法人・保育園理念の実現への努力
- (2) 事故防止の徹底
- (3) 二葉南元保育園の職員として、次の 5 つの価値基準の意味を考えた行動を心掛ける

C : キリストの愛 (Christ's love)

C : チルドレンファースト

C : コンプライアンス

C : コミュニケーション

H : ホスピタリティ

さらに具体的行動として下記の 3 点を意識する

- ①肯定的に考える ②笑顔をたくさん ③丁寧に考え、計画する

重点目標

- ①子ども第一主義：人生最早期に必要なことの発達を促進していく保育、子どもの個性を大切にする保育の研究。前例にとらわれず、新しい考えも取り入れる柔軟な姿勢を持つ

ての学び・今までない取り組みへの挑戦

- ②保育領域見直しによる幼児教育（幼児期の遊び・音楽・運動・制作活動）の充実
- ③給食室の新体制移行準備(職員増・業務マニュアルの整備・給食ソフト導入準備)
- ④保健職の定着、業務マニュアル整備
- ⑤組織体制の再構築のため各職務分担の役割と責任と権限の検討を行い定員増への対応可能な組織化への準備を行う

上記を踏まえた上で、下記に取り組む。

(1) 保育の充実

- ・移転前に見直しをした各領域別の保育内容を実践し、その年齢に必要な経験を保証し、結果を評価する。
- ・子どもへの言葉かけを見直し、子どもを尊重する保育とは何かを考えた実践を行う
- ・保育環境を考え、事故防止に努める。

(2) 保護者への支援

- ・多忙や様々な困難を抱える保護者に寄り添い、必要に応じて保育時間などの相談に乗り、保護者が望む親子関係が実現できるよう応援する。
- ・子どもの園での姿をこまめに伝え、親切で暖かな日常的なやり取りの中で信頼関係をしっかりと結び、対等な関係の中で共に子どもの成長を共有する。
- ・発達支援・育児不安などしっかりと支援の必要な家庭は園外の関係機関とも連携し、親子の幸福のための働きをする。日本語に不自由な家庭に対し、コミュニケーションに工夫をし、異国の中での子育てを安心して行えるよう支援する。

(3) 地域の子育て支援事業

サービス推進費の改定があり、子育て支援への補助金が減額される。従来実施していたプログラムを精査して、内容や実施回数の見直しが必要である。とはいえ、ベビーマッサージや離乳食試食会といった、保育や給食の専門技術を提供する活動は、子育て支援となると同時に、園をしってもらう良い機会である。保育現場のある保育園ならではの活動は大事にし、保育園体験や、小中校生のボランティア活動・実習生の受け入れは例年並みに実施する。

(4) 次世代を担う職員育成

今年度、中途採用の他、法人内異動で、従来の職員構成に欠けていた年代(30 前後と 40 代)の正規職員を増員することができた。園長交代も含め他園での経験者が増えることで、新しい風を園に吹き込んでくれることが期待される。

一方、ここ 3 年間に新卒で採用された若手の育成も急務である。改築が一段落した今年

度は、先輩職員による OJT を丁寧に行っていく。また、改築に伴ううちあわせが増えたことで、休止していた園内研修の係を復活させ、外部研修派遣以外の研修についても取り組んでいく。

指導職(乳児・幼児リーダーおよび主任)の人事は今年度大幅な刷新はなかったが、固定化していく方針はない。今年度リーダー職着任初の職員も任命した。中堅以上の職員が、交替で指導職につくことで、新しい視点を得ること、互いの田磁場を理解できるなど職員の経験を広げていくことを狙い、職員育成のための人事は今後も継続して行う。

(5) 組織体制の見直しと再構築

前園長が、メンタルヘルスの改善のため職員負担を減らそうと様々なに背負っていた事務業務を見直し、事務員を増員して新園長の負担軽減を図る。職員数も増えたことから、運営委員会については構成員や目的、実施方法を見直し、新園長の考えとリーダー層の擦り合わせがいっそう密にできるようにする。

110 人保育推進のための 2 人主任体制を本格稼働させ、保育主任の役割分担を明確にし、それぞれ担当の事業の推進を責任もって進めていく。乳児主任は 0~2 歳の乳児全体を、幼児主任は幼児と、一時保育を担当し、休暇代替の役割も担い、直接保護者や園児と関わりながら現場把握をし、保育の改善や課題解決の推進役となる。

2 時間延長実施によるシフトの変更が発生するが、フリー職員を配置し、遅い出勤をカバーし、延長当番出勤の際は勤務時間の前半を事務時間に当てられるような配置を行う。また、非常勤保育士の配置により、各シフトの 1 番出勤の職員が、午後の時間を事務時間に当てられるようにし、業務軽減を図っていく。

一時保育の実施や夕食の提供と、給食業務が増えることから、給食職員を増員する。また、保健職の確保は昨年度も難しかったが、2 人体制を維持し、園児の健康管理や感染症対策に抜かりのないようにしていく。

前年度から準備した組織体制を活かすためには、昨年見直した、役割分担における、権限と責任の認識を根付かせ、それぞれが自律的に業務を推進していく。

2. 児童定員

(1) 園児定員 0~2 歳の乳児クラスは年度当初から定員充足する見込みであるが、4~5 歳児については、定員充足するのには 2 年ほどかかる見通しである。従来、4~5 歳児クラスは異年齢の編成クラスであったのを、今年度より学年別クラス編成とする。

しかし、異年齢保育の良さを大切にするため、カリキュラムの中や早朝・夕方の時間帯で合同保育を行うなどしていく。3 歳児クラスは、15 : 1 の配置基準を取り、2 人担任制を敷く。また、発達の個別配慮担当職員を専任で配置する。

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
27 年度	15	18	18	20	20	19	110

(2) 開所時間

開所時間の変更を行う。また同時に特別保育として、2時間延長保育に取り組む。このことにより、昨年度に比べ早朝および夜間の保育の必要性に応えることが可能となる。特に、四谷地域では午前7時開園園がないため、地域の中で早朝保育のニーズを保証する園となる。保育時間変更に伴い、3年間を移行期間と設定し、特例的な対応を取る予定である。

11時間開所保育時間 午前7時00分～午後6時00分

延長保育時間 午後6時00分～午後8時00分

4. 職員配置（平成27年4月1日～予定）

常勤職員 27名（統括園長を除く）：

統括園長(1)、園長(1)、主任保育士および保育士(22) 看護師(1)、栄養士(3)

※常勤的非正規雇用の契約職員含む

非常勤職員 4名：（実働7.5～5.5時間勤務）：保育士(3)、調理員(1)、看護師(1)

パート職員 18名：保育士(12)、保育補助(4)、用務(1)、事務(1)

嘱託職員：1名…嘱託医(1) 非常勤保育士育休中職員 1名

5. 運営方針

二葉南元保育園の運営管理を円滑に行うために以下の会議を開催します

- ① 職員会議 月1回 定例会議
- ② 保育会議 月1回 定例会議
- ③ 部署会議 各月1回 幼児会議・乳児会議・調乳会議・給食会議
- ④ 運営会議 月1～2回
- ⑤ クラス会議 随時
- ⑥ 総括会議 年2回 上半期・下半期
- ⑦ 新年度会議 年2回 年度末実施
- ⑧ 苦情解決委員会 必要があれば随時 報告会年1回
- ⑨ そのほか（委員会・係・行事・その他）

各種係・委員を設置し職員全員が分担し運営

- ① 行事係：行事（子どもまつり・さよなら会・食会・園舎お別れ会・観劇会・運動会・祝会・節分・卒園式）の企画・役割分担
- ② 子育て支援（パートナー保育登録管理・子育てサークル支援/ベビーマッサージ）
- ③ 環境整備係：室内外の安全点検（園庭・クラスの安全チェック）・冷蔵庫チェック等
- ④ 職員交流係（法人新年会・歓送迎会）
- ⑤ 広報委員：法人のPR そのほか広報活動

- ⑥ 研修育成委員(法人及び園内)
- ⑦ リスクマネジメント委員(法人)：備蓄・ヒヤリハットリスク・マニュアル
- ⑧ メンタルヘルス委員(法人)：職員のメンタルヘルス向上

6. 各部署の運営方針

(1) 保育基本方針

- ①0歳児は緩やかな担当とし、個別子どものペースを大切にした保育を考えていきます。
1・2歳は事故防止を特に留意し、子どもの発達や月齢構成に応じたグループ分けを行い、生活やカリキュラムの工夫を行い、健康な体と安定した豊かな情緒を育てていきます。
- ②幼児組は、年間計画の中で活動や行事の目的を持って、実施し、活動の評価を行いながら、子どもたちの成長や満足感を引き出す工夫をし、幼児期に必要な体験と成長を保証していくためにはどうすればよいか考えた保育をしていきます。
- ③保育園の中で表現してくれる子どもの行動を受け止め、子どもの気持ちに寄りそって、親子関係が安定する様保育することも大事にしていきます。
- ④保育はクラス別基本方針にのっとり安全安心で楽しく成長促進となる保育園生活を營みます。
- ⑤特別保育として産休明け保育・2時間延長保育を行う。
- ⑥最低基準を順守し、在園児の安定を大切にしつつ、一時保育の受け入れを行う。

クラス別保育方針は以下の通り。

- 0歳児クラス：園児の健やかな健康発達を守り、事故防止に努める。緩やかな担当制をとり、園児の情緒の安定に努める。初めての子育て保護者の安心の信頼を築く
- 1歳児クラス：発達課題からかみつき・ひつかき等の園児間のトラブルが発生しやすいが、安全な保育環境を作り、事故防止に努める。戸外遊びを積極に取り入れ体力をつけ、丈夫な体を作る。トイレトレーニングや食事の自立を促す。
- 2歳児クラス：年度の前半はグループ保育とし、それぞれの月齢に応じた発達促進を図る。年度後半からは1クラスでの保育を増やしていき、集団刺激による育ち合いを促進する。除去食対応の児が多いクラスのため、誤食事故のないように十分気をつける。トイレトレーニングを促進する。
- 3歳児クラス：2人担任制にして、きめ細かに生活習慣の確立を促していく。集団活動が苦手な児の為に、個別配慮担当職員を配置し、無理なく、集団活動に参加していくよう促していく。保護者と連携をとりながらそれぞれの発達促進を図る。年中・年長との異年齢保育のあり方を検討し実践していく。

- 4歳児クラス：従来異年齢クラスであった年中を独立したクラスで保育する。
 幼児クラス担任間で話し合い、異年齢保育カリキュラムも取り入れる。
 年長刺激のない中で、年中なりの成長がはかれるよう、クラス内での
 グループ活動による共同作業や話し合い体験をもち、育ち合いが促進
 されるようにする。
- 5歳児クラス：保育園最終学年として、様々な行事を通して、子どもの自信を引き出し、
 充実した1年を過ごす。異年齢保育を通して、小さい学年のお世話や
 お手本となる体験から自己有用感を育てる。小学校入学に向けての準備を行う。

(2)年間行事計画

月	子　ど　も	保護者
4	入園の集い(ゆり) ・進級入園の集い/イースターお祝い会	入園の集い(新入園児) 全体保護者会・父母の会総会 ・各クラス保護者会
5	こどもまつり・幼児遠足 春の交通教室・	こどもまつり 幼児遠足(お弁当)
6	花の日感謝訪問　・観劇会 ・年長遠足	観劇会 年長遠足(お弁当)
7	プール開き・七夕集会	七夕集会参観(ゆりのみ)
8	夏期保育(合同保育)	
9	総合防災訓練 ・お月見集会 ・敬老集会・敬老週間	保護者受け付け訓練 ・各クラス保護者会、個人面談 ・敬老集会・敬老週間
10	運動会・芋ほり遠足・遠足・芋煮会	運動会
11	おみせやさんごっこ 防災教育訓練 聖話の集い 不審者防止教室	おみせやさんごっこ
12	クリスマス祝会	クリスマス祝会
2	節分・CAP子どもワークショップ ふれあい動物園	CAP保護者講演会(年中他) ふれあい動物園
3	ひなまつり(クラス単位)	各クラス保護者会

	卒園遠足(年長) ・卒園児を送る会 ・卒園式(幼児組)・お別れ遠足	遠足(お弁当) 卒園式(5歳児父母のみ)
--	---	-------------------------

※毎月1回：誕生会(8月除く) ※月1～2回：高齢者交流

※個人面談・保育参観・離乳食体験等隨時

(3) 給食

2時間延長保育実施による夕食の提供と、専用室一時保育の実施、職員の増員、と今年度の給食室は一気に調理数が増える。それに伴い、職員の増員をはかり、調理体制の変更から勤務シフトの変更を行う。

昨年度ようやく導入できた給食ソフトは順調に献立が増えており、今後の省力化が促進される予定である。食育の推進も保育と協働しながら推進していく。

- ① 安心安全の食材の調達と衛生管理、手作りメニュー・楽しい食事の提供
- ② 冷凍母乳の受け入れ・提供(仮園舎では一時中止)
- ③ アレルギー除去食・代替食の実施。医師の指示書の下、都度、保護者と話し合いながら除去を行い、保育・看護師と連携を行って誤食の事故防止に努める。
- ④ 食育は給食室が取りまとめ、保育・保健と連携し食育計画を策定
- ⑤ 子どもの状況に即し、保育士の要請に応じた調乳・間食の提供をおこなう。
- ⑥ 保護者への食材産地に関する情報提供
- ⑦ 給食ソフトの充実
- ⑧ 保護者への情報提供として給食だよりの発行
- ⑩ 給食室新入職員の育成

(4) 保健

きめ細かに保護者と子どもの健康状態の情報交換を行い、感染症拡大抑止のための情報提供や、健康相談等行っていく

- ①身体測定 月1回
- ②内科健診 年2回(4月と9月)
- ③歯科健診 年2回(4月と10月)
- ④ギョウチュウ検査 年2回(5月と10月)
- ⑤耳鼻科健診・眼科健診 年1回(5～6月)
- ⑥児健診(0歳児クラス) 毎月2回
- ⑦保健便り発行(月1回)
- ⑧職員健診(6月)
- ⑨職員検便(給食・0歳児) 每月1回
- ⑩職員インフルエンザ予防接種(10月)

健康ながらだづくりのために幼児クラス(3・4・5歳児)のクラスに対して看護師による、健康に関する教育指導も行います(年3回)。

(5) 環境整備

- ・美化係による園庭整備・草むしり
- ・植栽・屋上庭園の管理の検討
- ・移転後手つかずの倉庫の整備などを進める

6. 防災・防犯・安全管理

昨年度完成できなかったことを完成させる。

- (1) 毎月1回防災訓練の実施
- (2) 防犯笛訓練を2歳以上クラスで定期的に行う
- (3) リスクマネジメント関係マニュアルの見直し
- (4) 事故防止活動充実のためのヒヤリハット報告活動の改善
- (5) 防災備蓄品の再点検と充実
- (6) 防災対策行動の再点検と充実
- (7) 園外との協働による防災訓練の検討

7. 実習生・中高生の受け入れ

新年度は下記の実習生を受け入れる予定である。子育て支援活動等にも関わってもらう。

- (1) 仮園舎移転で受け入れ制限をしてきたが、年間受け入れ限度を15名へと戻し、保育事業に支障のない範囲で実習生受け入れを行う。
- (2) 夏冬春休み期間中高生の職場体験実習の受け入れを10日間以上実施する。
- (3) 年間を通した小中高校生の保育園体験ボランティア活動の受け入れを行う。

8. 職員育成と研修計画

- (1) 園内研修の計画を作成し取り組む
- (2) 危機管理・安全対策・個人情報などの研修にも取り組む
- (3) 関係機関の研修参加
- (4) 自己の保育を知り、自主研修も奨励する
- (5) 他園との交流、見学などを実施して視野を広げる

9. 子育て支援事業

サービス推進費の変更による補助金の打ち切りはあるが、できるだけ、保育所の職員の専門性(保育士・栄養士・看護士)を生かした子育て支援を実施する。また、二葉乳児院のひろばと連携していく。

- | | |
|-------------------------------------|--------------------|
| (1) 育児講座の実施 | 看護師による乳幼児の育児と健康講座 |
| (2) 保育所体験事業 | 親子で保育クラスに参加体験 毎月実施 |
| (3) 出産前の保育体験学習 | 妊婦の方の0歳児クラス体験 |
| (4) 子育てサークル支援 | ベビーマッサージサークル |
| (5) 健康増進支援 | 園医による健康発達相談 |
| (6) 離乳食試食会 | 育児講座・妊婦の保育園体験として |
| (7) 新宿区ショートステイ協力家庭認証研修協力認証のための研修の講師 | |

11. 福祉サービス利用者調査の受審

今年度は第三者評価を受審する。平成27年11月～平成28年1月頃に実施予定。

12. 3カ年事業計画の進捗

(1) 職員育成

- ①職場内研修 新定員後、ここ数年、改築の話し合いに費やされてきたが、職場内企画研修を再開する。テーマは事故防止・チームワーク・コミュニケーションなど、園の集団で受講することが効果を上げる内容や、わらべうたやリトミック等保育技術の向上を図る講師の招へいなども検討していく
「キリストの愛を大切に」は、保育園の理念である。では「キリストの愛」の実践とはどんな実践か？本来自分自身が考えねばならないことではあるが、鈴木牧師を招へいし、園として学びの機会を作る。

②職場内育成 自己評価の仕組みを構築する

新人指導担当のしくみをつくる。
幼児・乳児会議の充実。

③法人内研修 法人主催の研修派遣・委員会活動への参加

他施設の見学・実習交流。

④人事異動 保育主任・リーダー職を数年おきに交替する。ベテラン職員の活性化を図り、幹部候補保育士の養成を図る。若手・ベテランの組み合わせを工夫し、いろいろなクラスを担当するなかで、常に新鮮に仕事ができる配置を行う

(2) 保護者対応

①苦情解決

保護者からのご意見を原則、現場→苦情窓口（保育主任）→苦情責任者（園長）と段階を作って対応する。法人・行政窓口に至る前に苦情解決をしっかりと園内で図る。

②保護者支援

保護者の不安や困難に耳を傾け、保育園の立場でできる支援・応援は何かを考え保護者の課題解決の一助となる。

③父母の会との協働

園の運営課題解決等で父母の会との連携を深める(例：昨年度の延長保育アンケート等)。

(3) 地域との連携・地域子育て支援

- ①四谷地域子育て支援連絡会の活動に参加する。
- ②虐待の疑いや要支援の家庭のケース会議や対応について関係機関と連携を取る。
- ③ひろばと連携し、子育て支援活動を行う。
- ④サービス推進費と連動する子育て支援メニューを中心に地域の子育て支援を推進する。
- ⑤卒園児やその兄姉の保育についてニーズ調査し、サービス推進費の小学生の預かりサービスの一環として保育サービスを検討する。

(4) 安全管理・危機管理

①安全安心が、先ず保護者の信頼の第1歩である。乳幼児の集団保育の怪我事故等のリスクや感染症拡大防止の協力への理解などを図りながら、保育環境を原因とした事故発生の撲滅を目指す。

- ・ひやりハットの集約と分析を進めていく。
- ・事故予防の研修を全員が受講する。

②危機管理

- ・感染症拡大の防止及び拡大の際の分析を進めていき、乳児クラスを中心に啓発を図る。
- ・災害時の3日間の対応、PCBマニュアルを作成する。
- ・防犯訓練を実際の不審者侵入を想定とした実施を計画する。

(5) 職員の心身の健康促進

職員の労働衛生安全上、メンタルヘルスの向上は事故防止とも直結する。61名から110名定員への過渡期であるこの時期は変革期であって、職員の負担も大きい。メンタルヘルスの改善には、充実した生活、やりがいのある仕事、が一番の改善策と思われる。

そのために職場で必要なことは、下記の点である。組織運営や研修・会議等いろいろな活動を通して向上させる。初年度人的配置などの準備を行ったので、2年目に実際に新しい勤務を実践して、振り返りを重ね、より良いものとしていく。前年度、整備したPC環境を有効に活用し、業務の合理化や軽減を図っていく。

- ①無事故・無苦情、あるいは、事故・苦情発生への適切で迅速な対応と解決
- ②風通しの良い職員組織
- ③肯定的なコミュニケーション
- ④ワークライフバランス
- ⑤書類の合理化・事務時間の確保
- ⑥休暇取得・研修派遣の可能な勤務体系

平成 27 年度 二葉くすのき保育園 事業計画（案）

1. 基本方針

少子化にもかかわらず、保育所の待機児童問題は依然として続いている。つくっても、つくっても希望者が増えるという状況で、待機児問題は社会の大きな問題と化している。「子ども、子育て支援新制度」は、2015 年導入されたが、いまだ制度の全容ははっきりせず、今年度は混乱のスタートが予想される。保育の「質の改善」より、「量の拡充」が優先される国の方針で、不十分な職員体制、不十分な施設での、子どもの保育基準の引き下げが心配されている。保育の市場化はもうすでに大きく舵を切っているが、その中でこれまで 0 歳～6 歳までの子どもの保育を積み重ねてきた私たちは、保育所の役割、子どもたちの発達のとらえ方、保育の中の教育とは、保護者支援、子育て世代の労働の問題など、新しい制度をこれから作り上げていく構えで取り組んでいきたい。

10 時間から 12 時間を保育園で過ごす子どもがほとんどという状況のなか、保育園の子どもたちはほぼ全生活を保育園で過ごしている。子どもたち一人ひとりの、身体の健康、心の安定、そして様々な発達の保障がすべて保育園にゆだねられているといつても過言ではない。そして子どもたちの生活体験の希薄さ、食べる、寝る、遊ぶという子どもたちの生活に、より一層の変化が表れている。

わたしたちは、ひとつは親たちの働く時間も含めて、子どもたちがもう少しゆったり生活が出来るように社会に対して子どもの権利として発信していくかなくてはなりません。そして現実にゆだねられている子どもたちの健康、安定、発達をあらゆる手段を用いて保障していくかなくてはならない大きな責任があります。

保育の充実の根底にこの観点を持って、以下のことを平成 27 年度重点課題とする。

(1) 保育内容の充実

人格の基礎部分の安定感を培う場である保育園での生活をどう守っていくか？現在、保育を考える上での大きな課題である。私たちは子どもたちの年齢の発達の特徴を深く知ること、その上で子ども一人ひとりの発達のペースを守ってあげること、集団に 10 時間以上いる子どもたちの立場に立って、ゆとりのあるかかわりをもつこと、生活体験を保育の場で保障していくことを目指します。

(2) 保育所を利用する子どもの保護者への支援

様々な困難を抱える保護者も増加していることから、保護者からの相談の体制を強化し、保護者に対して保育内容理解をしていねいに行い、子どもたちの育ちへの共同を進めていく。現代の「家族、子育て、家庭生活」がどのように変容しているかを、私たち自身が科学的にとらえ分析して、保護者との関係変化を深く理

解していくことも大切である。

(3) 地域の子育て支援事業

保育所体験事業、異年齢児交流事業、世代間交流事業、出前保育など多くの地域交流事業に取り組み、地域の中に定着してきている。新制度へ移行する転換期に、地域の中での子育て支援の意味を職員間でも深めて新たな展開を行う。

(4) 次世代を担う職員育成

職員一人ひとりの保育観の獲得とくすのきの保育の継承のために、園内研修を強化し積極的に進めていく。職員間のコミュニケーションを高め、より一層の学びを創造し職員の世代交代もスムーズにいくよう努力していきたい。

(5) 運営の組織化

運営委員会を組織して保育園の集団運営を進めている。運営にかかわる諸問題については、運営委員会が検討し課題を整理した上で提案し全職員で検討するシステムは確立してきている。各委員会を組織強化することによって、職員一人ひとりが主体的に園運営にかかわるよう開かれた運営を目指します。

(6) 緊急災害発生の備え及び危機管理をさらに進める

子どもたちの命を守るために緊急災害発生に備え、日々議論を重ね、検討を進め、行動していく。そしてそれを保護者にも共有をしていく。BCP(事業継続計画)を一つひとつ実践・検証・改善を進めていく。

(7) 園庭整備の検証と改善及び給食室整備に取り組む

園庭整備の検証とさらなる改善及び、様々な機器が老朽化してきている給食室の整備を本格的に取り組む。

2. 児童定員 98名

0才児…13名 1才児…16名 2才児…17名
3才児…17名 4才児…18名 5才児…17名

3. 保育園開所時間

保育標準時間認定 午前7時～午後6時
保育短時間認定 午前8時30分～午後4時30分
延長保育時間 午後6時～午後7時

4. 職員配置

常勤職員 26名…園長(1) 保育士(21) 看護師(1) 栄養士(2) 調理員等(1)
パート職員 12名…11時間開所保育補助(10) 事務(1) 調理・用務等(1)
嘱託職員 3名…嘱託医(1) 言語聴覚士(1) 臨床心理士(乳児院職員(1))

5. 運営方針

二葉くすのき保育園の運営管理を円滑に行うために以下の会議を開催します

- ①全体職員会議 月1回 第3木曜日 期ごとに長時間会議(土曜日開催)
- ②運営委員会 月2回 定例会議 その他必要な時随時(人事委員会兼務)
- ③部署会議 月1回 幼児会議・乳児会議・給食会議
- ④クラス会議 概ね月1回
- ⑥献立会議・ヒヤリハット検討会月1回

各種委員会を設置し職員全員が参加して運営します

- ①研修委員会：園内研修の計画立案・わらべうた研修・勤務内研修及び勤務外研修の把握と斡旋
 - ②行事委員会：行事(夏まつり・子どもまつり)の企画・役割分担・父母会との連携
 - ③環境整備委員会：室内外の安全点検(園庭チェック・クラスの安全チェック)・修繕箇所の窓口・床のワックスかけや雪かき等の呼びかけ
 - ④安全管理委員会：ヒヤリハット検討会の進行、課題整理・避難、防災、防犯訓練実施計画と実行
 - ⑤広報委員会：ホームページの更新・職員紹介写真の掲示
 - ⑥園芸委員会：園庭の畑の手入れ(ローズマリーさんとの協働)・腐葉土置き場の整備
 - ⑦地域交流事業：年間計画立案と実践
 - ⑧アレルギー検討会：食物アレルギー児についてマニュアルなど整備検討確認をする
*法人各委員会へは関連委員会代表者等出席
- 対外的に以下の係をおく
- ① 調布市保育園協会研修委員 ②調布市保育フェスティバル実行委員

6. 保育方針

(1) 基本方針

①乳児保育(0歳児～2歳児)

乳児の保育は担当制をとり、情緒の安定をはかります

子どもが安定して過ごせるよう、出来るだけクラスごとの保育を保障します

一人ひとりの子どもの発達をふまえ、個人の発達のテンポを大切にていきます

子どもの発達を保障するために、あそびを大切にし、遊びやすい環境を整えます

②幼児保育(3歳児～5歳児)

異年齢児保育の中で個人のふるまい、態度を育てていきます

快い生活のための習慣や、ルールの確立をめざします

子どもの発達を保障するために、あそびを大切にし、遊びやすい環境を整えます

子どもの体験を豊かにすることを通じて、認識能力を高めていきます
 日本の伝承文化を伝えていきます
 統合保育（障がい児保育）も一人ひとりを大切にし、専門家（言語聴覚士・臨床心理士）のアドバイスを受けながら行っています

③わらべうた

0歳児から年長児まで伝承文化であるわらべうたを保育の中に取り入れます
 わらべうたは子どもから子どもへ、祖母から母へ、うたいいつがれてきた文化です。民族が持つ文化・音楽がその中にはあります。愛情をもってうたわれるうた、あやしことばは、乳幼児にとってとてもここちよいものです
 わらべうたを通して、子どもはたくさんのこと学びます。遊びのルールや、順番を守ること、協力し合うこと、そして判断力や敏捷性が養われます
 「うたうように話し、話すようにうたう」わらべうたを、大人も子どもも楽しくうたっていきます

(2) 年間行事計画

月	子 ど も	父 母
4	入園、進級、新入園児説明会	各クラス懇談会
5	歯科検診、春の遠足(5歳児)	各クラス懇談会
6	歯みがき指導(3・4・5歳児)	
7	七夕・プール開き・夏まつり	夏まつり
9	敬老の日	
	親子遠足(5歳児)	親子遠足
10	秋のおたのしみ会(3・4・5歳児) いも掘り・遠足(3・4・5歳児)	家族の日(お楽しみ会) 学習会(父母会と共に学ぶ会)
11	こどもまつり 「はたらく」を学ぶ	こどもまつり父母会共催 参観・個人面談・家庭訪問
12	くすのき子ども劇場 クリスマス会(3・4・5歳児)	親子で観劇を楽しむ
1	新春のつどい歯科検診 親子歯みがき指導(乳児)	各クラス・グループ懇談会
2	節分・クッキー作り・お茶会・観劇	各クラス・グループ懇談会
3	ひなまつり・お別れ会・卒園式	美化デー・父親交流会 卒園式(5歳児父母のみ)

* 誕生会は子どもの誕生日に・保育参観はいつでも

(3) 給食

- ① 食材は安全で良いものを選んでいきます
- ② 離乳食は初期・中期・後期・完了期の4段階で進めていきます
- ③ 乳児期は一日の食事を4回食と考え、保育園で2回食事を採ります。乳児の2回食は1・2歳混合クラスの後半まで続きます。その後おやつに移行します
- ④ おやつは手づくりおやつをこころがけます
- ⑤ アレルギー除去食・代替食を実施します
- ⑥ 子どもたちの生活につながる食育を全園で取り組んでいきます
- ⑦ 献立表(乳児・幼児)・給食だより毎月発行

(4) 保健

- ① 園児健康診断…全園児健診年3回(4・9・1月)・0歳児健診月1回
- ② ぎょう虫検査…5月・10月
- ③ 歯科検診…5月・1月
- ④ 視力検査…11月
- ⑤ ほけんだより…月1回発行
- ⑥ 職員健康診断…年1回
- ⑦ 職員検便…年6回 但し、給食室・0歳児担当者は月1回

(5) 環境整備

園庭整備の検証とさらなる改善。給食室の機器整備。

7. 防災・防犯・安全管理

- (1) 子どもたちの命を守るために、緊急災害発生に備えて議論を重ね、検討を進め、実施していく。そしてそれを保護者にも共有をしていく
- (2) 調布市が実施する調布市子どもメールに参加し、緊急時保護者への連絡方法に活用していく
- (3) 毎月1回防災訓練及び土曜日訓練も年間8回計画し実施していく。9月1日(防災の日)には、地域各施設と共に防災総合訓練を行う
- (4) 調布市保育園協会として取り組んだBCP(事業継続計画)を、一つひとつ実施・検証・改善を行い、保育の中に生かしていく
- (5) 防犯訓練を定期的に行う
- (6) 安全管理マニュアルの読み合わせを定期的に行い、日々の保育の中で事故予防を実践していく
- (7) ヒヤリハット報告を全園で取り組み、月1回各クラス代表による検討会を実施。ヒ

ヤリハットの分析及び全職員への周知に勤める

- (8) 法人として新設したリスクマネジメント方針に基づき事業所内の対応を点検する
- (9) 夜間警備については警備保障会社と連絡を密にして、保育園の安全管理を図る

8. 実習生・中高生の受け入れ

次世代の保育者を育てるためにも、積極的に受け入れていく。実習内容も子ども理解を中心にして取り組む。近年の人材確保困難な中、実習生受け入れは将来の職員人材育成という意味も大きくなっている。

小学校・中学校・高等学校の育児体験、仕事体験も積極的に受け入れていく。

9. 職員育成と研修計画

- (1) 園内研修の計画を作成し取り組む。
- (2) 危機管理・安全対策・個人情報などの研修にも取り組む。
- (3) 関係機関の研修参加
- (4) 研修個人計画を策定し、研修休暇・研修手当で自己研修を推奨していく。
- (5) 他園との交流、見学などを実施して視野を広げる。

10. 子育て支援事業

各事業の内容の点検を行う。

- (1) 保育所体験事業：くすのき広場 園行事への招待 育児相談・発達相談
- (2) 世代間交流事業：鈴木益世さんの紙芝居 「ローズマリー」の方々との畠づくり
かしわ園訪問(年長児) 園給食に
祖父母招待
- (3) 異年齢児交流事業：卒園児との交流 のびっこくすのきの会 小中高生の育児体験
- (4) 育児講座：離乳食講習会 わらべうた 歯磨き指導等
- (5) 出前保育：支援センター・各児童館で「わらべうたであそびましょう’
- (6) 出産前後の保育所体験：保育所体験

11. 二葉くすのき保育園3か年計画の具体化

- (1) 平成27年度導入の「子ども・子育て支援新制度」についての職員全体の学習を進め、保護者に対してもわかりやすく説明をしていく。
- (2) 子どもたちの保護者や地域の子育て世代に対して、「くすのきの保育」ひいては子どもの育ちについて、アピールをしていく。
- (3) 園庭の整備及び給食室整備に取り組む

以上